

第3次
新庄市環境基本計画

後期基本計画

平成28年3月

 山形県新庄市



市民のみなさまには、日頃より本市環境施策の推進にご理解とご協力をいただきまして、心より感謝申し上げます。

本市は、平成23年3月に『新庄市まちづくり総合計画』（第4次新庄市振興計画）を策定し、将来像「自然と共生暮らしに活力 心豊かに笑顔輝くまち 新庄」を掲げています。

これを踏まえて平成24年3月に策定しました『第3次環境基本計画』における将来像を「自然と共生し、環境にやさしいまち 新庄」とし、豊かな自然の恵みに育まれてきた地域のさまざまな資源・宝を最大限に活かし、資源の地域内循環を進めながら、人と自然が共生する持続可能な環境にやさしい地域社会を目指しています。

地球温暖化問題に代表されるように、環境問題は複雑かつ多様化してきております。その状況に対応するため、前計画の理念を継承した上で、「環境にやさしいまち新庄」の実現に向け、必要な取組みを実施・継続してきております。

しかし、計画の策定から、さまざまな情勢変化への対応が必要となっているほか、環境面における新たな課題への対応が求められてくることから、これらの状況を踏まえて、今後の環境施策の目指すべき方向を示すため、新たに『第3次新庄市環境基本計画【後期基本計画】』を策定した次第です。

今後の計画を達成するには市民、事業者みなさまの協力が欠かせません。新たな環境基本計画に掲げた「自然と共生し、環境にやさしいまち新庄」の実現に向けて、ともに力を合わせて「協働」してまいりましょう。

最後に、この計画の策定にあたり、熱心な討議を重ねていただきました環境審議会委員のみなさまに対して、深く感謝申し上げます。

平成28年3月

新庄市長 山尾順紀

序 編

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 2 |
| 1. 計画の趣旨 | 2 |
| 2. 計画期間 | 2 |
| 3. 計画の位置付け | 3 |
| 第2章 計画策定の背景 | 5 |
| 1. 第3次新庄市環境基本計画（平成23年～32年度）の策定 | 5 |
| 2. 第3次新庄市環境基本計画（現計画）策定後の国等の動向 | 6 |
| 3. 第3次新庄市環境基本計画（現計画）策定後の本市の新たな取組み | 8 |
| 第3章 現状と課題 | 9 |
| 1. これまでの重点的な取組み | 10 |
| 2. 公害等の現状と課題 | 22 |
| 3. 快適環境（アメニティ）の現状と課題 | 27 |
| 4. 自然環境の現状と課題 | 29 |
| 5. 産業分野における環境保全活動の現状と課題 | 30 |

構 想 編

| | |
|-------------------------|----|
| 第1章 目指すべき将来像 | 33 |
| 1. 将来像 | 33 |
| 2. 基本目標 | 33 |
| 第2章 政策体系 | 35 |
| 第3次新庄市環境基本計画（後期基本計画）概要版 | 36 |

計画施策編

| | |
|--------------------------|----|
| 第1章 豊かな自然環境の保全 | 38 |
| 施策1 自然環境保全への取組みと市民意識のかん養 | 38 |
| 施策展開1 自然環境保全活動の推進 | 39 |
| 施策展開2 環境教育・環境学習の推進 | 41 |

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 第2章 良好な生活環境と循環型社会の構築 | 4 2 |
| 施策2 清潔で快適な生活環境の維持 | 4 2 |
| 施策展開1 不法投棄の根絶 | 4 3 |
| 施策展開2 生活環境汚染防止対策の強化 | 4 4 |
| 施策3 ごみの減量化と再利用・再資源化の充実 | 4 6 |
| 施策展開1 ごみの減量化と適正な処理 | 4 7 |
| 施策展開2 ごみの再利用・再資源化 | 4 9 |
| 施策展開3 循環型社会構築のための意識啓発 | 5 0 |
| 第3章 地球温暖化防止に向けた低炭素化社会の構築 | 5 2 |
| 施策4 再生可能エネルギー等の活用推進と省エネルギー対策への取組み | 5 2 |
| 施策展開1 再生可能エネルギー等の活用推進 | 5 3 |
| 施策展開2 省エネルギー対策の推進 | 5 4 |

計画実施編

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 第1章 市民・事業者・行政の「協働」による施策の推進 | 5 7 |
| 第2章 後期基本計画で特に力を入れて取り組む施策 | 5 9 |
| ●新庄市人口ビジョンの方向性概要（抜粋） | 6 3 |
| ●平成27年度「新庄市まちづくり市民アンケート調査」報告書（抜粋） | 6 5 |
| ●平成27年度の取組み記事 | 6 6 |
| ●新庄市環境保全都市宣言 | 6 7 |
| ●新庄市環境審議会名簿 | 6 8 |

序 編

第1章 計画の策定にあたって

第2章 計画策定の背景

第3章 現状と課題

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

近年、環境をめぐる諸情勢も大きく変化し、大気汚染、水質汚濁、騒音等に加え、地球温暖化問題が深刻化しています。今後、持続可能な地域社会を維持させていくためには、地球環境の保全、循環型社会の構築、自然環境の保全と再生、日常生活や社会活動における環境保全と改善が必要不可欠です。

また、東日本大震災に伴う環境面における様々な課題が生じています。特に原子力発電所の事故により、地球温暖化対策としても重要なエネルギー政策のあり方や放射性物質への対策が重要となっています。

第3次新庄市環境基本計画は、このような様々な情勢変化に的確に対応し、「自然と共生し、環境にやさしいまち」を実現するため、長期的展望に立ち、市の環境施策の根幹となる指針となるべきものです。

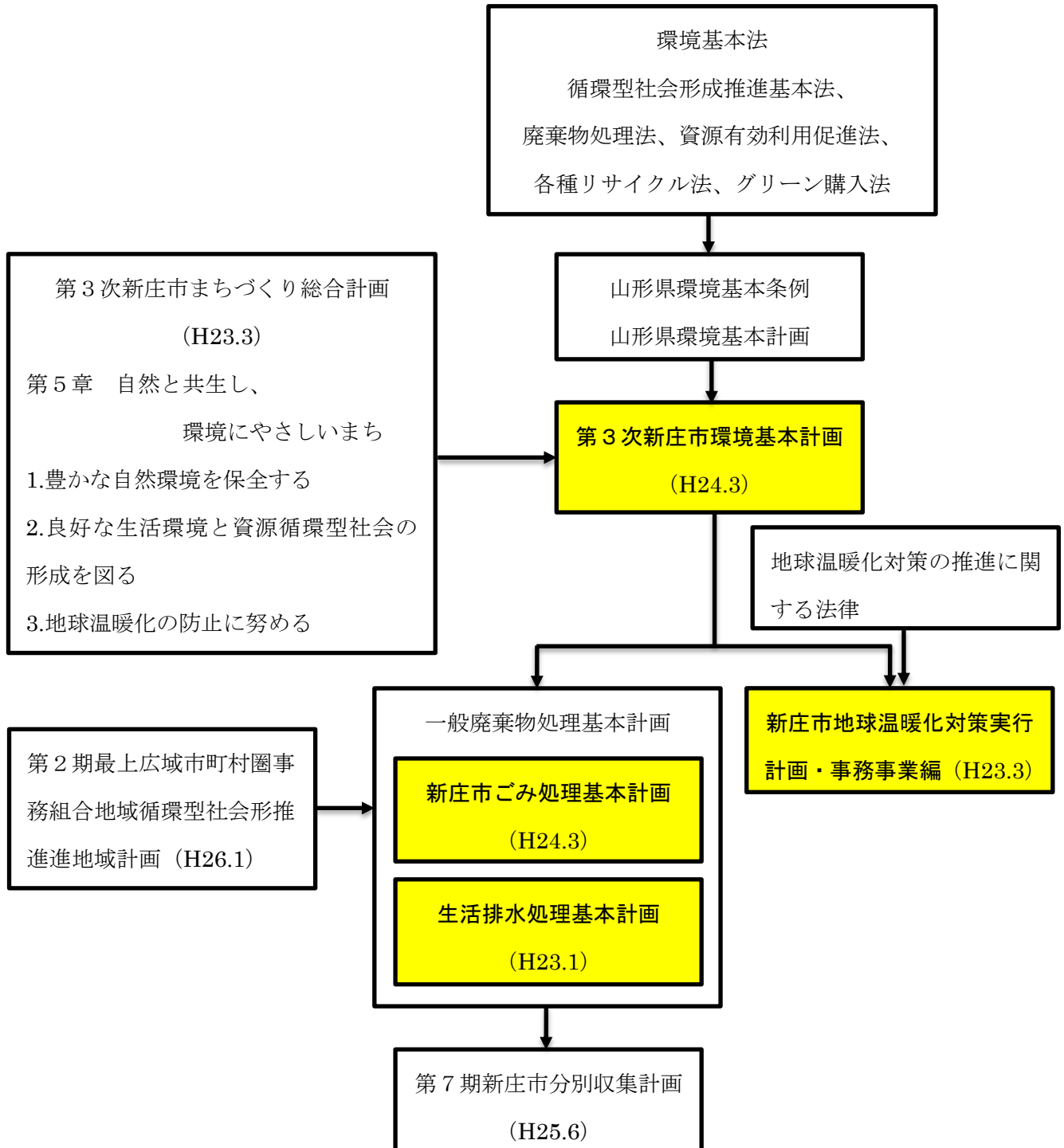
2. 計画期間

『新庄市まちづくり総合計画（第4次新庄市振興計画）』（以下、『まちづくり総合計画』という。）と整合性を図るため、平成23年度を初年度とし、平成32年度までの10年間としますが、5年後を目処として計画の見直しを図ることとしており、この度、現計画の策定時に想定されなかった新たな環境問題や社会情勢の変化等をとらえ、平成28年度を初年度とする後期基本計画を策定します。

3. 計画の位置付け

本市における各種環境保全に関する計画は、平成27年度を目標年次または中間年次とする現在の計画の見直しを図ります。

<環境保全に関する施策体系図>



がこの度見直す計画です。

<本市における環境保全に関する条例、要綱等>

新庄市環境保全都市宣言

新庄市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱

新庄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

新庄市リサイクルにこにこ運動実施要綱

新庄市ごみ集積器具購入費補助金交付規程

新庄市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規程

平成27年度新庄市浄化槽水環境保全推進事業費補助金交付要綱

<平成27年度に見直しを図り策定する計画>

1. 第3次新庄市環境基本計画【後期基本計画】

近年、環境をめぐる諸情勢も大きく変化し、大気汚染、水質汚濁、騒音等に加え、地球温暖化問題が深刻化しており、様々な情勢変化に的確に対応し、「自然と共生し、環境にやさしいまち」を実現するため、長期的展望に立った、環境基本法に基づく、環境の保全に関する最も基本となる計画です。『まちづくり総合計画』と整合性を図るため、平成32年度を目標年度とし、これまでの5年間を検証した上で、今後5年間の『第3次新庄市環境基本計画【後期基本計画】』（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 一般廃棄物処理基本計画

地球温暖化をはじめとする環境問題を解決するため、ごみの減量化と再資源化、生活排水の適正処理など、資源を循環的に利用する「循環型社会」の形成が求められています。本市では、平成27年度を目標年度とする「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理計画」を統合し「一般廃棄物処理基本計画」として、「第3次新庄市環境基本計画」の改定と併せて、社会情勢の変化と広域のごみ処理の現状を踏まえ、本市の一般廃棄物処理にかかる今後5年間の計画を策定するものです。

3. 第2次新庄市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

第1次実行計画に引き続き、本市が自らの事務事業に伴って排出する温室効果ガスの削減に率先して取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ります。また、本市の事務事業を行うにあたり、環境への負荷の軽減を考慮した製品等の利用を促進することにより、環境にやさしい持続可能な循環型社会の実現の推進を図ります。

第2章 計画策定の背景

1. 第3次新庄市環境基本計画(平成23年～32年度)の策定

これまで、本市は『新庄市環境保全都市宣言』により、「環境にやさしいまち新庄」を宣言し、地域循環型のまちづくりを推進してきました。

しかし、地球温暖化問題に代表されるように、環境問題は複雑かつ多様化し、その解決はますます困難になってきています。

このため、「人間生活における総合的な豊かさの実現」という基本理念、そして、すべての個人や団体が環境に配慮した行動を実践する「環境にやさしいまち新庄」という将来像のもと、平成18年3月、『第2次新庄市環境基本計画』（以下、「第2次計画」という。）を策定しました。

第1次環境基本計画では、「循環を基調とした快適環境の形成」、「自然や文化遺産の保全・活用」、「環境学習や環境改善活動の充実」、「環境にやさしい産業の振興」の4つの施策を掲げました。

第2次計画では、その基本姿勢を引き継ぎ、現状・課題の分析を踏まえた上で、行政として今後進めていく施策メニューを明確にしました。

さらに施策を推進するため、市民・事業者・行政が具体的にどのような役割を果たすかを示し、「協働」による取組みを「環境にやさしいまち新庄」を実現するための第一としました。

そして、平成24年3月に策定しました「第3次新庄市環境基本計画」（以下、「現計画」という。）では、「自然と共生し、環境にやさしいまち新庄」を掲げ、基本目標として①豊かな自然環境の保全、②良好な生活環境と循環型社会の構築、③地球温暖化の防止に向けた低炭素化社会の構築を位置付け、各種施策を体系化しました。

2. 第3次環境基本計画(現計画)策定後の国等の動向

(1) 国の環境基本計画の見直し

国は、これまで6年ごとに環境基本計画の見直しを図り、平成24年4月に『第4次環境基本計画』を策定しました。

- ① 環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけました。
- ② 持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向として、以下の4点を設定しました。
 - [1] 政策領域の統合による持続可能な社会の構築
 - [2] 国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化
 - [3] 持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
 - [4] 地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進
- ③ 「社会・経済のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」の他6つの事象面で分けた重点分野からなる9つの優先的に取り組む重点分野を定めたほか、東日本大震災からの復旧・復興に係る施策及び放射性物質による環境汚染対策について、それぞれ「章」として取り上げました。

(2) 地球規模での温暖化防止に向けて

悪臭・騒音・大気汚染等の身近な生活環境問題が複雑さを増す中、地球環境問題に目を向けると、人間活動の急速な拡大に伴い、地球温暖化問題やオゾン層破壊問題のように、その影響が国境を越えて地球規模の広がりを持つ環境問題が発生しています。

地球温暖化防止に向け、平成27年12月、世界196カ国・地域が参加し、第21回国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP21)が開催され、平成32年以降の新たな温暖化対策「パリ協定」を採択しました。産業革命後の気温上昇を抑える目標を掲げたうえ、できるだけ早期に温暖化ガス排出を減少に転じると明記しています。

各国が提出するべき目標案は、英語では I N D C (Intended Nationally Determined Contributions) と呼ばれ、日本語では「国別目標案」「約束草案」等と訳されています。国別目標案には、平成32年以降の温室効果ガス排出量削減目標(一般的には、平成37年もしくは平成42年が目標年)と、それに関わる情報の提示が期待されています。

日本は、平成42年までに、平成25年比で、温室効果ガス排出量を26%削減(平成17年比では、25.4%削減)することとしています。

(3) エネルギー政策の見直し

日本は、エネルギー源の中心となっている化石燃料に乏しく、その多くを海外からの輸入に頼るという根本的な脆弱性を抱えており、エネルギーを巡る国内外の状況の変化に大きな影響を受けやすい構造を有しています。国民生活と産業活動の血脈となるエネルギーの安定的な確保は、国の安全保障にとって不可欠なものであり、日本にとって常に大きな課題であり続けています。

エネルギーを巡る環境は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を始めとして、国内外で大きく変化し、我が国のエネルギー政策は、大規模な調整を求められる事態に直面しています。

3. 第3次環境基本計画(現計画)策定後の本市の新たな取組み

(1) 食品トレーリサイクルシステム『新庄方式』の取組み

平成16年、社会福祉施設において障がい者の社会参加を図り、焼却している食品トレーを回収して再生品化を図ることで、資源の地域循環と地球環境保全を推進する取組みである食品トレーリサイクルシステム『新庄方式』が全国初の取組みとして始まりました。

この画期的なシステムを拡大するため、関係機関協力のもと向上委員会においてその取組みを今日まで継続してきました。

しかし、この1年で極めて急速に円高・ドル安、原油安が進行し、我が国をめぐる国際経済環境は、大きな影響を受けている状況にあり、リサイクルシステムもまたその影響を受け、見直しを余儀なくされています。

リサイクルシステムの見直しにあたっては、人口減少問題が一層懸念される中、最上8市町村が一丸となって取り組む枠づくりを視野に鋭意検討を重ね、新たなスタートを切ろうとしています。

(2) その他の動向

平成14年、旧東北農業蚕糸試験場の跡地を利用して『新庄市エコロジーガーデン』(愛称「原蚕の杜」)が、農作物直売所「産直まゆの郷」とともにオープンしました。

平成25年には、文化庁より建築物登録有形文化財に指定されました。

地域循環型社会におけるモデル都市の情報発信基地として整備と活用が図られ、最近ではエコロジーガーデンを取り巻く環境も少しずつ変わってきており、人との関わりや新たな活用の視点なども組み入れた

「kitokito Marche (キトキトマルシェ)」が5月～11月まで月1回、手づくり市が開催され、毎回たくさんの人で賑わっています。



第3章 現状と課題

『まちづくり総合計画』では、将来像を実現するための基本目標の一つとして、「自然と共生し、環境にやさしいまち」を掲げ、自然との共生を図りながら、循環型社会の構築と自然エネルギーの活用を進め、豊かな自然環境を未来へ引き継ぐために、環境に優しいまちづくりを進めるとしています。

本計画は、今後の地域・地球環境の変化、本市の新たな動向を踏まえるとともに、『まちづくり総合計画』のもとにある各種計画との整合性を図るため、新たな計画として策定されますが、現計画における実施成果を検証する必要があります。

このため、本計画においては、現計画に掲げた次ページからの4つの重点的な取り組みとなった施策方針とその他環境保全全般において、現状や課題を把握するとともにその活動を検証し、新たな課題へと見直しを図ります。



1. これまでの重点的な取組み

施策方針1. 自然環境保全への取組みと市民意識の醸成

| 内 容 (重点的な取組み) | 計画策定時参考 (22年度末) | | 実績 (25年度末) | | 実績 (26年度末) | | 数値目標 (27年度末) | |
|--------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|--------------------------|---|--|--|-----------------|--------------------------------|
| | ①学校・保育施設における環境改善行動の推進 (取組み行動目標数ほか) | ●全校共通 行動数2 ①節電 ②節水 | | ●共通行動数のほか、河川環境調査、環境美化、エコキャップ運動、分別・リサイクルの徹底、再生可能エネルギー学習など多様な展開 | | ●共通行動数のほか、河川環境調査、環境美化、エコキャップ運動、分別・リサイクルの徹底、環境教育関係事業を展開 | | ●全校共通 行動数2 ●各校独自 行動数1 |
| 関係課 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | | | |
| 環境課(主管課) | 【取組工程】 | | | | | | | |
| 学校教育課 | 教育委員会と連携し、教育機関における環境学習を推進 | | | | | | | |
| 福祉事務所 | 取組成果や公表の仕方の検証・改善 | | | | | | | |
| ②環境教育人材バンク制度(仮)における人材登録の推進 (延べ人数) | | | ・環境学習、環境教育推進のためのアンケートを実施 | | ・環境教育プログラムにおける地域人材の活用 ・人材バンク制度構築に向けた情報収集を継続 | | 30名 | |
| 関係課 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | | | |
| 環境課(主管課) | 【取組工程】 | | | | | | | |
| 学校教育課 | 環境教育プログラムの実践 | | | | | | | |
| 社会教育課 | アンケート等を通じた情報の収集・整理 | | | | | | | |

【総括】

①学校における環境改善行動の推進

平成25年度より整備を進めている「環境学習推進機材」の貸出し制度(学校や地域における環境学習の取組みを支援するため、市環境課が管理する実験機材や観察キット等を貸出)や全国の環境活動組織である「こどもエコクラブ」への参加について情報提供してきました。

平成26年度までは、市内各小中学校の環境教育担当者の情報交換の場である「環境教育推進委員会」に参加し、教育現場における環境教育の取組み状況を把握してきました。

また、学校ごとに「学校版環境ISO」というエコアクションプログラムに取り組めました。

平成26年度からは、P&Pトレーの使用を通して、子供たちに環境改善の意識を持ってもらおうと市内小中学校において「青空給食」事業を実施しました。



②環境教育人材バンク制度（仮）における人材登録の推進

環境教育人材バンク制度の整備に向けて、平成24年度に実施した“環境教育・学習推進のためのアンケート”を始めとして、情報を収集し取りまとめています。しかし、平成27年7月時点で人材13名を把握していますが、目標の30名を達成できていません。

潜在的には多くいると思われませんが、把握する機会がないため継続できていません。

平成25年度、環境保全に取り組む市民団体を講師とし、環境教育を具体的に進めるための実践プログラムとして、「段ボールによる生ごみ堆肥づくり」を開催し、ごみの減量化と身近な地域資源の循環について学びました。また、市内小中学校生を対象に、市における環境保全の取組みや再生可能エネルギーについての出前講座を行いました。

平成26年度では、「家族でエコの芽すくすく育てよう」略して“エコすく”を合言葉に、5回シリーズの各種親子体験教室と環境教育学習「かむてん子ども環境サミット」と連携してセミナーを実施しました。

平成27年度には、新庄市衛生組合連合会と連携して「エコすく資源回収プロジェクト」を展開しています。特に、古紙と小型家電の資源回収に力を入れており、ごみと資源について家庭の中から考えてもらうことを目的に、資源回収機会を増やしています。



【その他の課題】

- ① 関係機関と連携して取り組んできたことで、子供たちの環境意識の定着の兆しが見えています。今後は、学校や保育施設の枠組み再編が進む中、さらなる環境意識の定着と進化を図り、社会科の副読本への掲載や、出前講座・青空給食などの取組みを推進していきます。
- ② 人材バンク制度を一旦見直し、今後は、新庄市地球温暖化対策協議会や新庄市衛生組合連合会の協力を得ながら教育・実践活動を行っていきます。
- ③ PM2.5・酸性雨（雪）・放射能・河川・側溝など水大気環境汚染、油もれなどの水質汚濁問題については、迅速に対応しているものの、限られた人員での対処には限界があり、業務委託が可能な事業について導入を検討します。
- ④ 高・低周波音を含む騒音問題は、専門的対処が必要であり、業務委託が可能な事業について導入を検討します。
- ⑤ クマ・ハクビシン・カラス・ムクドリなどの鳥獣対策について、人的被害防止を最優先とし連絡体制の強化を図りながら、具体的な対処については、業務委託が可能な事業について導入を検討します。
- ⑥ 公衆衛生の向上を目的に設置されている公衆トイレについて、老朽化・洋式化対策として、都市機能、コスト軽減、環境負荷軽減、バリアフリー対応の視点を取り入れながら計画的整備を図ります。

施策方針2：清潔で快適な生活環境の維持

| 内 容 (重点的な取組み) | 計画策定時参考 (22年度末) | 実績 (25年度末) | 実績 (26年度末) | 数値目標 (27年度末) | |
|---|--------------------|---|---|-----------------|-----|
| ③生活排水処理施設普及の推進 (下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽による生活排水処理整備済区域内の人口÷行政人口) | 65.0(%) | 67.5(%) ・公共下水道 18,678(人) ・農業集落排水 2,363(人) ・合併処理浄化槽 4,474(人) | 69.7(%) ・公共下水道 19,097(人) ・農業集落排水 2,338(人) ・合併処理浄化槽 4,632(人) | 71.5(%) | |
| 関係課 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 上下水道課(主管課) | 【取組工程】 | | | | |
| 環境課(主管課) | 公共下水道の整備・普及 | | | | |
| | 合併浄化槽の設置推進 | | | | |

【総 括】

③生活排水処理施設普及の推進

合併処理浄化槽設置整備事業により、公共用水域等における水質保全等の観点から、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理が図られてきています。

| 処理人槽別 | H 2 4 | H 2 5 | H 2 6 | H 2 7 | その他 |
|-------|-------|-------|-------|-------|---|
| 5人槽 | 20基 | 35基 | 26基 | 20基 | 平成24年度から27年度の4年間に限り、単独浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換事業に対し、県費補助制度(浄化槽水環境保全推進事業)がある。(全額補助)該当33件(5人槽:18基、6-7人槽:15基) |
| 6~7人槽 | 16基 | 21基 | 18基 | 14基 | |
| 10人槽 | 0基 | 0基 | 1基 | 1基 | |
| 合計 | 36基 | 56基 | 45基 | 35基 | |

【その他の課題】

- ① 平成27年度策定の一般廃棄物処理基本計画(生活排水処理基本計画含む)に掲げる合併処理浄化槽設置対象地域における合併処理浄化槽設置整備事業費補助金(現行:市補助2/3、国補助1/3)等の周知を図り、浄化槽の普及に努めます。
- ② 適正な浄化槽の維持管理を行なうよう浄化槽管理者へ働きかけていきます。
- ③ 国・県に対し、補助金等の交付継続を求めています。

施策方針3：ごみの減量化と再利用・再資源化の充実

| 内容 (重点的な取組み) | 計画策定時参考 (22年度末) | 実績 (25年度末) | 実績 (26年度末) | 数値目標 (27年度末) | |
|--|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-----|
| ④家庭系廃棄物の 1人1日あたりの排出量 | 592 (g) | 622 (g) | 599 (g) | 535 (g) | |
| 関係課 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 環境課 (主管課) | 【取組工程】 | | | | |
| | ごみ処理基本計画にもとづいた分別収集の徹底と適正処理の推進 | | | | |
| | 新たなごみ抑制対策の検討 | | | | |
| ⑤家庭系廃棄物の 減量化・資源化後の1人1 日あたりの 排出量 (最終処分量) | 352 (g) | 371 (g) | 359 (g) | 320 (g) | |
| 関係課 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 環境課 (主管課) | 【取組工程】 | | | | |
| | ごみ処理基本計画にもとづいた分別収集の徹底と適正処理の推進 | | | | |
| | 店頭回収等における容器包装リサイクルの普及促進 | | | | |
| ⑥リサイクルにここに運 動 集団資源収集の資源収集量 | 1,310 (t) 参加団体数:144 実施回数:490 | 1,314 (t) 参加団体数:145 実施回数:507 | 1,227 (t) 参加団体数:144 実施回数:496 | 1,221 (t) 参加団体数:145 実施回数:500 | |
| 関係課 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 環境課 (主管課) | 【取組工程】 | | | | |
| | ごみ処理基本計画にもとづいた分別収集の徹底と適正処理の推進 | | | | |
| | 対象品目増の検討・実施 | | | | |
| ⑦地域循環型活用 生ごみ収集事業 (生ごみ収集量) | 165 (t) 参加世帯:約580 参加施設:19 | 132 (t) 参加世帯:約580 参加施設:19 | 125 (t) 参加世帯:約580 参加施設:19 | 154 (t) 参加世帯:約580 参加施設:19 | |
| 関係課 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 農林課 (主管課) 環境課 (主管課) | 【取組工程】 | | | | |
| | 生ごみ堆肥を活用した食育の取組みの推進 | | | | |
| | 生ごみ堆肥を活用した環境教育の検討・推進 | | | | |

【総括】

④ 家庭系廃棄物の1人1日あたりの排出量

[家庭系ごみ回収量の推移]

単位：t

| 種別 | H24 | H25 | H26 | その他 |
|------|-------|-------|-------|-------------------|
| 可燃ごみ | 6,193 | 6,245 | 6,007 | 回収量については、減少傾向にある。 |
| 不燃ごみ | 96 | 94 | 87 | |
| 粗大ごみ | 8 | 10 | 8 | |
| 計 | 6,297 | 6,349 | 6,102 | |

家庭系ごみの排出量は、ごみ総排出量の約6割を占めています。ごみの出し方に関する主な変更点は、平成16年度に行った指定ごみ袋への町内名と氏名（フルネーム）の記入の義務付けと食品トレーの店頭回収の開始です。平成16年以降から7,000トンあった燃やせるごみと500トンあった燃やせないごみは、減少傾向にあります。

⑤ 家庭系廃棄物の減量化・資源化後の1人1日あたりの排出量（最終処分量）

[資源物回収量の推移]

単位：t

| 品目 | H24 | H25 | H26 | その他 |
|-------|-------|-------|-------|--|
| 紙パック | 25 | 24 | 21 | 回収量については、スーパー店頭回収分やリサイクルにここ運動における回収量も含まれる。 |
| 古紙 | 1,201 | 1,137 | 1,089 | |
| 古布 | — | — | 15 | |
| びん類 | 572 | 572 | 553 | |
| 缶類 | 146 | 137 | 128 | |
| ペット | 127 | 125 | 123 | |
| 金属 | 156 | 145 | 113 | |
| 食品トレー | 1 | 2 | 2 | |
| 生ごみ | 143 | 132 | 125 | |
| 乾電池 | 11 | 12 | 11 | |
| その他 | 1 | 1 | 1 | |
| 計 | 2,383 | 2,287 | 2,181 | |

古布回収の再開を求める市民の声も多く、リサイクルにこここ運動回収業者の協力により26年度から再開しました。

食品トレーリサイクルシステム「新庄方式」として10年が経過し、年間約80トンもの食品トレーがごみではなく資源として回収され、次に障がい福祉事業の一助となり、さらに特許を持つ地元企業によりリサイクルされることで地域循環が行われており、一定の成果を得てきました。

平成25年の小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）の施行により、今後新たに市町村における使用済み小型家電の回収・リサイクル事業を進めていくこととなりました。平成26年度から市環境課において窓口回収を継続しており、平成27年度においては新庄市衛生組合連合会と連携し、「エコすく資源回収プロジェクト」として、毎月イベント回収しています。

⑥リサイクルにこここ運動（実施期間：1～12月）

〔対象品目回収量の推移〕

単位：t

| 品目 | H24 | H25 | H26 | その他 |
|-----|---------|---------|---------|---|
| 紙類 | 1,209.9 | 1,144.7 | 1,096.0 | 布類については、平成22年度より休止、平成26年度より再開。 その他はビールびんのプラケースを含む。 |
| 布類 | — | — | 15.0 | |
| 金属 | 153.6 | 143.3 | 110.0 | |
| びん | 27.8 | 25.1 | 20.0 | |
| その他 | 0.7 | 0.8 | 0.7 | |
| 計 | 1,392.1 | 1,314.1 | 1,242.7 | |

地域のリサイクル活動として、児童・保護者・地域が連携して取り組むことにより、ごみの減量化はもとより、環境教育の実践の機会となっています。

資源回収量については、平成24年度から全体的に減じています。実施団体数は横ばいであることから、実施団体である子供会等の会員数が減少していることが原因と考えられます。

学校給食牛乳パックについて、以前は毎日約3,000個が廃棄されていましたが、NPO法人たんぼぼ作業所の協力により、平成26年度から市内小中学校3校での学校給食牛乳パック回収を始め、平成27年度4月からは市内小中学校全校での回収が始まりました。さらに5月からは県立新庄養護学校も参加しています。これにより平成27年12月末現在、約5トンがごみではなく資源として回収されています。

⑦地域循環型活用生ごみ収集事業

[回収量の推移]

単位：t

| 種 別 | H 2 4 | H 2 5 | H 2 6 | その他 |
|-----|-------|-------|-------|--|
| 家庭系 | 102 | 105 | 91 | 木質チップは、剪定枝のチップとし、堆肥製造を委託した業者が提供し、バイオマス堆肥を製造。 |
| 事業系 | 41 | 46 | 34 | |
| 計 | 143 | 151 | 125 | |

平成26年度までは、生ごみ収集は環境課事業、堆肥製造は農林課事業として実施してきましたが、平成27年度から環境課において地域循環型生ごみ収集活用事業として取り組んでいます。生ごみを通して食と農と環境をつなぐ循環型地域づくりを目指しています。熟成された生ごみ堆肥は、成分分析を行い、より安全安心な堆肥として、衛連花いっぱい運動事業や学校菜園、社会教育分野の地域活動で利用されています。

【その他の課題】

- ① 資源回収量の増加を図るため、リサイクルにこここ運動における対象回収品目を増やすことや、集団資源回収以外での資源収集方法について検討する必要があります。
- ② 食品トレーリサイクルシステム「新庄方式」をきっかけに、経済圏を一にする新庄・最上地域のごみ減量化及び再資源化を進めるためには、プラスチック容器包装全体の減量化・再資源化について新庄最上定住自立圏形成の中で広域的議論が必要であります。
- ③ 小型家電リサイクル事業については、小型家電リサイクル法に規定する96品目がありますが、本市では現在13品目であり、今後は拠点回収化を視野に指定品目を大幅に増やしていく必要があります。また、小型家電リサイクル法を遵守しながら、回収方法の拡大を図っていきます。
- ④ 現在、指定ごみ袋は、本市環境課において、毎年一括購入し、在庫管理しながらスーパーやコンビニなどの販売店に卸しています。毎月、販売手数料として5%を還元しています。これら管理から販売までの一括管理について、業務委託の可否について検討し、対応していく必要があります。
- ⑤ 一層の3R推進を図るため、市条例に定める「廃棄物減量等推進員」を配置する必要があります。

- ⑥ 後を絶たない不法投棄防止対策については、衛連花いっぱい運動など環境美化活動の推進を図り、併せて「廃棄物適正処理監視員」を配置し、県と連携した監視体制の強化を図ります。

施策方針4：再生可能エネルギー等の活用推進と省エネルギー対策の取組み

| 内容 (重点的な取組み) | 計画策定時参考 (22年度末) | 実績 (25年度末) | 実績 (26年度末) | 数値目標 (27年度末) | |
|---------------------------------------|--------------------|-------------------------|----------------|---------------------------|-----|
| ⑧公共施設等への再生可能エネルギーの導入件数 (延べ件数) | — | 1件(2件) 山屋セミナー ハウス | 1件(3件) 萩野学園 | 2件(5件) わくわく新庄 明倫中学校 | |
| 関係課 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 総合政策課(主管課) | 【取組工程】 | | | | |
| 生涯学習課 | | 国・県の補助制度を活用した導入の促進 | | | |
| 環境課 | | | | | |
| ⑨事業所等における省エネ診断実施件数 (延べ件数) | 1件 (1件) | 4件 (11件) | — (11件) | — (11件) | |
| 関係課 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 環境課(主管課) | 【取組工程】 | 制度のPR・診断の実施 | | | |
| 商工観光課 | | 優良事例や改善手法などの公開(情報の共有) | | | |
| ⑩新庄市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付件数 (延べ件数) | | | 19件 (19件) | 11件 (30件) | |
| 関係課 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 環境課(主管課) | 【取組工程】 | | | 補助制度による導入の促進 | |
| 総合政策課 | | | | | |

【総括】

⑧公共施設等への再生可能エネルギーの導入件数

環境省の「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金」を活用し、地域の防

災拠点の強化を目的として、公共施設における再生可能エネルギー設備導入しました。

[導入実績]

| 設置年度 | 設置場所 | 設置設備 | 設備概要 |
|--------|-----------|---------|---------------------------|
| 平成24年度 | 市民プラザ | 太陽光発電設備 | 発電容量15kW |
| 平成25年度 | 山屋セミナーハウス | 〃 | 発電容量20kW |
| 平成26年度 | 萩野学園 | 〃 | 発電容量33kW (蓄電容量15kW) |
| 平成27年度 | わくわく新庄 | 〃 | 発電容量16.32kW (蓄電容量18kW) |
| | 明倫中学校 | 〃 | 発電容量7.2kW (蓄電容量10kW) |

⑨事業所等における省エネ診断実施件数

平成24年度は、市内小中学校6校にて、NPO法人ビルトグリーンジャパンによる省エネルギー診断サービス（山形県委託事業）を受診し、改善点について報告・提案を受けました。

平成25年度は、市内4事業所（㈱双葉建設コンサルタント、㈱山形チャレンジ工業、新庄信用金庫本店、社会福祉法人友愛の里）にて、（財）省エネルギーセンター・エネルギー使用合理化専門員である栗田晃一氏による省エネ診断を受診しました。

省エネ診断については、平成25年度までを区切りとし、今後は下記の新庄市地球温暖化対策協議会の中で、引き続き事業所等へPRし、制度の活用を図っていきます。

⑩新庄市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金（平成26年度～）

太陽光発電設備、ペレットストーブ、薪ストーブを設置する者に対し補助金を交付しています。

再生可能エネルギー設備の導入を促進し、化石燃料に依存しない生活様式への転換を促し、市域における温室効果ガス排出量の削減を図ります。

[補助内容]

| 年度 | 種類 | 補助率（上限金額） | | 対象 |
|-------|------------|--------------------------|----------------|-------|
| H 2 6 | ペレット・薪ストーブ | 本体及び設置工事費の3分の1 (10万円) | | 個人、法人 |
| | 太陽光発電設備 | 発電出力1kWあたり3万円(10万円) | | 個人 |
| H 2 7 | | 一般世帯、事業所 | 子育て・高齢者世帯 | |
| | ペレット・薪ストーブ | 3分の1 (10万円) | 2分の1 (20万円) | 個人、法人 |
| | 太陽光発電設備 | 3万円/kW | 6万円/kW | 個人 |

※子育て・高齢者世帯とは、18歳以下または65歳以上の方と同居する世帯をいう。

[補助実績]

| | 設備の種類 | 設置件数 | 住宅／事業所 |
|-------|----------|------|--------|
| H 2 6 | ペレットストーブ | 11件 | 10件／1件 |
| | 薪ストーブ | 4件 | 4件／0件 |
| | 太陽光発電設備 | 4件 | 4件／0件 |
| | 合計 | 19件 | 18件／1件 |
| H 2 7 | ペレットストーブ | 6件 | 5件／1件 |
| | 薪ストーブ | 3件 | 3件／0件 |
| | 太陽光発電設備 | 2件 | 2件／0件 |
| | 合計 | 11件 | 10件／1件 |

事業開始前から、多数の問合せがあり、特にペレットストーブ・薪ストーブ設置への補助に対する要望を受けています。今後については、再生可能エネルギー設備の更なる導入を図り、長期的な観点から温室効果ガス排出量の削減に寄与していきます。

また、これまでの補助金交付者に対しアンケートを実施し、再エネ設備導入の効果について把握していきます。

○新庄市地球温暖化対策協議会

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成26年8月に新庄市地球温暖化対策協議会を設立しました。地球温暖化抑止に関する情報を会員同士で共有するとともに、市民に対し普及啓発を行うことを目的としています。

【その他の課題】

- ① 新庄市地球温暖化対策協議会では、インターネット、SNS等の活用しながら、会員数拡大に努め、会員相互の情報共有を図っていきます。
- ② クールビズ、ウォームビズ、エコドライブ、ノーマイカーデー等、県と連携し「笑顔で省エネ県民運動」の普及啓発活動を行います。
- ③ 新庄市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金については、本市において一定の個人需要が図られてきていることから、今後の景気動向や技術開発も視野に適時施策を図っていく必要があります。
- ④ 本市の事業活動から排出される温室効果ガスの削減について、グリーン購入促進やカーボンオフセット導入などについて「新庄市地球温暖化対策実行計画・事務事業編」において、検討・具現化していきます。

2. 公害等の現状と課題

本市は、工場が排出するばい煙を原因とする大気汚染問題のような、深刻な公害問題の発生件数はありませんが、PM2.5（微小粒子状物質で、大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが $2.5\mu\text{m}$ 以下の非常に小さな粒子のことです。）の発生、ライフスタイルの都市化に伴い、生活騒音や高・低周波音にかかる苦情、河川等の悪臭、生活排水の流入を要因とする市街地河川での水質汚濁の進行、後を絶たない油流出事故など、私たちの日常生活に身近な場面での環境汚染が問題となっています。

特に農村地帯ということもあり、「野焼き」に係る苦情・相談件数が毎年多数あり、市民の環境問題に対する関心が高くなっていると考えられます。

そのため、諸施策により公害発生防止の周知を図るとともに、発生時には、関係機関と連携した迅速で的確な対応と住民への情報提供を充実し、被害の拡大防止のために、市民一人ひとりが環境に配慮する意識をもつ必要があります。

また、廃棄物（ごみ）の問題においては、全国的に人口減少が懸念される中、減らないごみの量について、今、改めて考えなければならない社会問題です。大型小売店が進出し、便利な生活用品が多数生産・消費され、個人や事業活動問わずその消費行動により、必然的にごみの排出量は増加していきます。ごみの出し方、出したその先の行方など、市民一人ひとりが市民生活を営む中で理解していただかなければ、根本的に改善されません。

未来の子どもたちに安全安心な地域社会を残すためには、今こそ、ごみの減量化とリサイクルの推進、省資源・省エネルギー化対策、水・大気・緑などの快適な環境保全に、市民・事業者・行政が一体となって取り組む必要があります。

(1)公害苦情

生活に伴う騒音や悪臭などの発生・相談件数は、それぞれの年で大きく異なります。

公害に対する市民意識の向上や環境保全への認識がある程度浸透したことにより、さらに、原因者の周囲に対する配慮を欠いた生活行為と、苦情申立人等近隣者の権利意識の高まりにより、新たに近隣問題が発生するようになってきています。

他人に迷惑をかけず、お互いに配慮し合うという意識形成が必要です。

[公害苦情件数の種類別、年度ごとの推移]

| 分類 | | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | | 平成 26 年度 | |
|---------------|------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
| 典型 7 公害 | 大気汚染 | 8 | 11.3% | 9 | 12.8% | 9 | 17.6% |
| | 水質汚濁 | 42 | 59.2% | 37 | 52.9% | 28 | 54.9% |
| | 土壌汚染 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| | 騒音 | 2 | 2.8% | 3 | 4.3% | 2 | 3.9% |
| | 振動 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| | 悪臭 | 4 | 5.6% | 9 | 12.9% | 6 | 11.8% |
| | 地盤沈下 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| その他 | 15 | 21.1% | 12 | 17.1% | 6 | 11.8% | |
| 合計 | | 71 件 | | 70 件 | | 51 件 | |

(2)大気汚染

大気汚染物質のうち、人間の健康及び生活環境に直接影響を及ぼすものには、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、微少粒子状物質 (PM2.5) があります。

本市には、平成 6 年度より下田地区に環境大気測定局が設置され、市民の健康及び生活環境に直接影響を及ぼす大気汚染物質の測定を実施しています。

測定の結果は、山形県のホームページ内、県内の大気環境の状況をリアルタイムで掲載しています。(http://www.yamagatapref-taikikanshi.jp/taiki/index.html)

(3)水質汚濁

市街地を流れる升形川、中の川、新田川、指首野川の 4 河川 11 地点において、毎年定期的に水質調査を実施しています。(毎年同じ地点)

| | | |
|--------------|----------------|---------------|
| 1 升形川と中の川合流点 | 2 升形川不動橋 | 3 指首野川飛田橋 |
| 4 指首野川中道町水門 | 5 中の川栄橋 | 6 中の川ヨークベニマル脇 |
| 7 松本堰不動橋 | 8 三の堀・宮内堰渡部医院向 | 9 新田川新田橋 |
| 10 新田川角沢橋 | 11 新田川宮野橋 | |

水質環境基準A A～Eのうち、新田川については平成18年度にA類型に指定されました。生活環境の保全に関する環境基準は次のとおりです。

| | |
|--|--|
| 水素イオン濃度 pH A 類型 6.5～8.5 E 類型 6.0～8.5 | 水質の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標 |
| 生物化学的酸素要求量 BOD A 類型 2mg/L 以下 E 類型 10mg/L 以下 | 水中の汚濁物質が水中のバクテリアによって分解されるときに必要な酸素の量。数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示す |
| 浮遊物質量 SS A 類型 25mg/L 以下 E 類型 ごみ等の浮遊が認められないこと | 水中に浮遊する物質の量をいい、数値が大きいほど水質汚濁が著しい |
| 溶存酸素 DO A 類型 7.5mg/L 以上 E 類型 2mg/L 以上 | 水の自浄作用（有機物を酸化し、安定した形とすること等）や、水生生物の生存に必要なとされる酸素が水中に溶けている量。数値が小さいほど水質汚濁が著しい |
| 大腸菌群数 A 類型 1,000MPN/100mL 以下 E 類型 基準値なし | 大腸菌とは、乳糖を分解し酸とガスを形成する好気又は嫌気性の菌をいう。大腸菌が水中に存在するということは、人畜のし尿などで汚染されている可能性を示すものである |

平成27年度にこれらの項目を調査した結果、浮遊物質量（SS）については、ゴミの浮遊が確認されましたが、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、溶存酸素（DO）は全ての定点で基準値をクリアしています。また、全ての定点で大腸菌群が検出されました。

海や川の汚れの原因と言え、ほとんどの人が、工場や事業場の排水を思い浮かべますが、法律などの規制により、今ではその水質も大変良くなっています。

現在は、ライフスタイルの多様化や生活水準の向上、下水道の未整備、合併処理浄化槽の未設置等により、水質汚染の原因の約6割が、家庭から出ている生活排水にあると言われており、この生活排水が川や海を汚している大きな原因となっています。（次表参照）

河川アダプト団体による水環境の保全活動の推進や公共下水道などの生活排水処理施設の整備によって、水質浄化への条件は揃いつつありますが、公共下水道等への接続や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切換えなどの普及をさらに図るとともに、改めて節水や水環境にやさしい製品の購入や使用を積極的に進めるなど、ライフスタイルの見直しも求められます。

[本市の生活排水処理状況]

(単位：人)

| | 現 在 (平成26年度) | 目標年度 (平成32年度) |
|-------------------------|-----------------|------------------|
| 1 計画区域内人口 | 37,407 | 34,964 |
| 2 水洗化普及人口 | 26,067 | 27,980 |
| (1) コミュニティ・プラント | 0 | 0 |
| (2) 合併処理浄化槽 | 4,632 | 5,078 |
| (3) 下水道 | 19,097 | 21,041 |
| (4) 農業集落排水施設 | 2,338 | 1,861 |
| 3 水洗化未普及人口 (単独処理浄化槽) | 7,854 | 4,552 |
| 4 非水洗化人口 | 3,486 | 2,432 |
| 5 計画処理区域外人口 | 0 | 0 |

(4)化学物質の環境リスク

平成17年には、市内企業においてシアン化合物による土壌汚染事故が発生し、飲用井戸水のほか、農業用の地下水、各河川などで水質検査が実施されました。このことを受け、以前から結んでいた公害防止協定を見直し、現在においても毎月の自主的な検査の実施と報告を求めています。

ダイオキシン類については、平成12年にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、環境汚染の防止が図られました。これに伴い、本市の可燃ごみの処理も新たに施設が整備され、平成14年12月に稼動したごみ焼却施設『エコプラザもがみ』で適正に焼却処理を行っています。

『エコプラザもがみ』は、最新技術を用いた焼却施設であり、ダイオキシン類などの発生を抑制し、排ガスの減量、焼却灰の無害化等を行い、環境への負荷を最

小限にとどめています。

(5)温室効果ガス削減への取組み

本市では、市の事務事業による温室効果ガスの排出の削減などの地球温暖化対策として、平成23年『新庄市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）』を策定しました。

これは、平成23年度から平成27年度までの5年間で、温室効果ガスの排出量を、21年度比で5%削減することを目標に掲げるものです。

平成26年度末の温室効果ガスの排出量は、4,399[t-CO₂]となっています。（新庄市が保有する学校等を含めた全施設排出分）

本市では、庁内の環境推進委員会活動を通じた職員研修を開催しています。

温室効果ガスの削減目標を達成するためには、職員一人ひとりが環境に配慮した行動を意識することが大切であり、地域における地球温暖化防止について率先して取り組む必要があります。

県や新庄市地球温暖化対策協議会と連携し、地球温暖化防止推進員等、地域における温暖化防止活動を推進する人材を育成し、地域における具体的な取組みを実践していく必要があります。

3. 快適環境(アメニティ)の現状と課題

市民は、自然的資源のほか、歴史的遺産・公園緑地・公共施設などを、快適な日常生活を過ごすための要素として認識しています。

市民生活が快適な環境内にて営みがされるように、環境資源の情報提供を図るとともに、それぞれの環境資源を生かした新たな快適環境の整備を進めるための方針等を示していく必要があります。

(1) 快適環境要素

土内溪谷などの自然資源のほか、地域においては、牧草地や点在集落にある神社や石仏、都市的な建築物なども快適な要素として捉えられています。

そのほか、本市は全国でも有数の豪雪地帯になりますが、雪を産業面や生活環境向上に役立てる研究や開発を進め暮らしやすさに結びつけるほか、雪を生かしたイベントの開催や観光資源とするなど利雪活動を推進し、雪も快適環境の要素の一つと認識する必要があります。



かむてん公園（雪国ワンダーランド）

(2) 公衆トイレ

新庄市公衆便所条例に定める市内8か所の公衆トイレは、以前は市民と来訪者に対する公衆衛生の向上のみが優先され、長年維持管理されてきましたが、平成25年度からは、年々賑やかさを増す新庄まつりの盛り上がりや建物の老朽化対策と併せて、「まちなか公衆トイレ」のリニューアル化が順次進められています。



本町公衆便所(平成27年度改修)

今後も整備を進めるためには、地域との密接なつながりの中で、安全安心を確保しながら利便性やおもてなしに配慮した都市型公衆トイレの整備が求められています。

(3) 都市公園

平成15年度、新庄駅東口に「最上中央公園（かむてん公園）」が完成し、最上公園と東山公園（あじさいの杜）をつなぐ中核となっており、イベントや地域交流の新たな拠点となっています。

人と自然が共生する都市緑化を図り、市民の安全性・快適性を高めるため、都市公園の整備と適正な管理に努めながら、利用促進を図る必要があります。

また、その整備と管理においては、町内会等地域や市民団体とともに進めることにより、より愛着のある親しみやすい快適環境になります。

本市で都市計画決定している公園緑地は、19箇所、面積約84.67haで都市計画区域内1人当たりでは約26.0㎡となっています。（平成22年度末）

4. 自然環境の現状と課題

本市には、豊かな自然環境のもと、多くの貴重な動植物が生息しています。奥山に自然環境の豊かなブナ林を有し、イヌワシなどの生物の生息が確認されています。里山には、ギフチョウ類などの昆虫や多数の動植物が生息し、身近な水田地帯や市街地にも、イバラトミヨなどの淡水生物や多数の動植物が生息しています。

このように、本市の自然環境は、大変豊かと認識されていますが、多くの動植物種が減少傾向にあると報告されており、その保護のための仕組みづくりが必要です。

また、毎年クマによる被害が発生し、その他の野生鳥獣による農作物被害も目立ちはじめていることから、適正な保護管理を行い、野生鳥獣との共存を図っていく必要があります。

(1)植 生

ブナの原生林は全国的に少なく、本市のブナ林は奥羽山系南北のブナ林を繋ぐ神室山地自然林として重要な位置を占めています。また、ブナ林は里地にも見ることができ、山の神神社（関屋地内）のブナ林は市の天然記念物に指定されています。

しかし、里山は、現在人の手が加わらなくなったことにより植生の遷移が進行しており、将来里山としての特性が失われることが危惧されます。このため、その保全と活用を図る方策をたてる必要があります。

また、本市の秋の序章は、ススキ前線のスタートとともに始まります。ススキの開花日の平年値が8月10日と全国で一番早く、銀白色に輝くススキの穂が風に揺れる光景を、市内の各所で見るができます。このように、今後も豊かな環境資源を発掘し、地域の魅力を高めていく取組みが求められています。

(2)動物種の生息

本市は、様々な特性を有する豊かな自然環境に恵まれており、奥山には、イヌワシなどの生物や、里山はギフチョウ類などの昆虫、水田地帯や市街地には、イバラトミヨなどの淡水生物など、多くの貴重な動物種の生息が確認されています。

これらを貴重な地域の環境資源として、地域内外に環境保全の必要性を強く訴えていく必要があります。

また、多くの動物種に触れ親しむ空間整備を進めるとともに、実態調査等を通し、生物多様性の保全活動を図り、地域の魅力を高めていく必要があります。

5. 産業分野における環境保全活動の現状と課題

公害問題などが顕著になった高度経済成長時代から、様々な形で環境に配慮した行動が定着し、環境保全に配慮した事業者が増えています。事業所においては、省エネ意識が高まる一方、景気に左右されやすいこともあり、省エネ設備の導入やきめ細やかなソフト面の対策などは、まだまだ改善の余地があることから、今後とも浸透を図っていく必要があります。

市内の大型小売店では、店頭で資源回収ボックスを設置し、本市と協働して空き缶・ペットボトル・食品トレー等の回収に努めています。スーパー事業者、市民団体、行政の三者間において協定を締結し、地球規模での環境保全活動につなげるため、平成20年10月よりレジ袋の無料配布を中止しています。

また、本市では、『環境保全型農業』を推進し、環境にやさしい農業の振興を目指しており、有機農業や減農薬農業に取り組む農家が増えています。しかし、安価な輸入農産物の国内市場への流入等により、農産物の価格が低迷し、農業所得が減少している状況にあり、今後ますます懸念されています。

(1)環境に配慮した先端産業

本市には、環境に配慮した製品を製造している事業所があります。

平成16年から稼動しました食品トレーリサイクルシステム『新庄方式』の中核施設となる㈱ヨコタ東北では、平成26年に「エコマークアワード銅賞」を受賞し、現在も多くの自治体・事業関係者が視察に訪れ、全国的に注目されています。

また、「ボンテラン工法」としてヘドロの再資源化に取り組む㈱森環境技術研究所では、平成27年に「ものづくり日本大賞経済産業大臣賞」を受賞し、産学連携事業を進めています。

このように、一層の製品の拡大や市民への普及啓発を通じ、県と連携し、リサイクル関連市場の拡大に努めていく必要があります。

また、今後もポテンシャルの高い産業資源に注目し、技術の開発や産業化について更なる具現化が必要です。

(2)環境にやさしい商品の普及

全国的に、環境に対する意識が高まっており、環境に配慮した商品が増加しています。本市においても、環境に対する市民の意識が高まっていることから、グリーンマークやエコマーク商品、省エネ家電製品などが、積極的に取り扱われています。

本市においては、市の事務事業に用いる物品等の調達を図るための方針として『新庄市グリーン購入調達方針』を策定しています。これにもとづき、再生利用された素材を用い、廃棄する際の処理、処分が容易に行えるなど環境負荷の少ない製品の購入・使用を進めています。

今後は、本市が率先して環境にやさしい商品の普及に努めるとともに、地域への普及についても広く周知を図っていく必要があります。

構 想 編

- 第1章 目指すべき将来像
- 第2章 政策体系

第1章 目指すべき将来像

1. 将来像

自然と共生し、環境にやさしいまち 新庄

『まちづくり総合計画』では、将来像「自然と共生 暮らしに活力 心豊かに笑顔輝くまち 新庄」を掲げています。

これを踏まえて現計画における将来像を『自然と共生し、環境にやさしいまち 新庄』とし、豊かな自然の恵みに育まれてきた地域のさまざまな資源・宝を最大限に活かし、資源の地域内循環を進めながら、人と自然が共生する持続可能な環境にやさしい地域社会を目指します。

2. 基本目標

『まちづくり総合計画』における施策の展開と整合性を確保していくことが必要であり、環境分野においては、以下の3つの柱のもと政策を展開していくこととしています。

【『まちづくり総合計画』における環境分野の展開方向】

政策1 豊かな自然環境を保全する

豊かな自然環境の保全に留意した土地利用の誘導を行うとともに、自然環境保全活動に積極的に取り組み、自然環境を未来の子どもたちへ引き継いでいきます。

また、だれもが自然に親しみながら学ぶことができる環境教育プログラムを充実するとともに環境学習に関する支援を強化します。さらに、環境保全活動や環境問題に自発的・実践的に取り組む人材・団体の育成と市民の環境保全意識の醸成を図ります。

政策2 良好な生活環境と資源循環型社会の形成を図る

不法投棄を防止する環境づくりをさらに進めるとともに、公害発生の防止活動や環境美化活動を推進し、清潔で快適な生活環境の維持に努めます。

ごみの減量化と再利用・再資源化は、取り組みをさらに進め、廃棄されるものを最小限に抑えるとともに、有効活用を図りながら、環境負荷の極めて少ない資源循環型社会の形成を目指します。

政策3 地球温暖化の防止に努める

環境負荷の少ない再生可能エネルギー等の活用を進めるとともに、二酸化炭素の発生を抑制するための省エネルギー対策に取組み、地球温暖化の防止に努めます。

これらを踏まえ、本計画の基本目標として、自然環境保全・循環型社会構築・地球温暖化対策といった環境に配慮した社会を構築していくことを明確にし、以下の3つの基本目標を設定、後期基本計画においても継続していきます。

【第3次新庄市環境基本計画の基本目標】

目標1 豊かな自然環境の保全

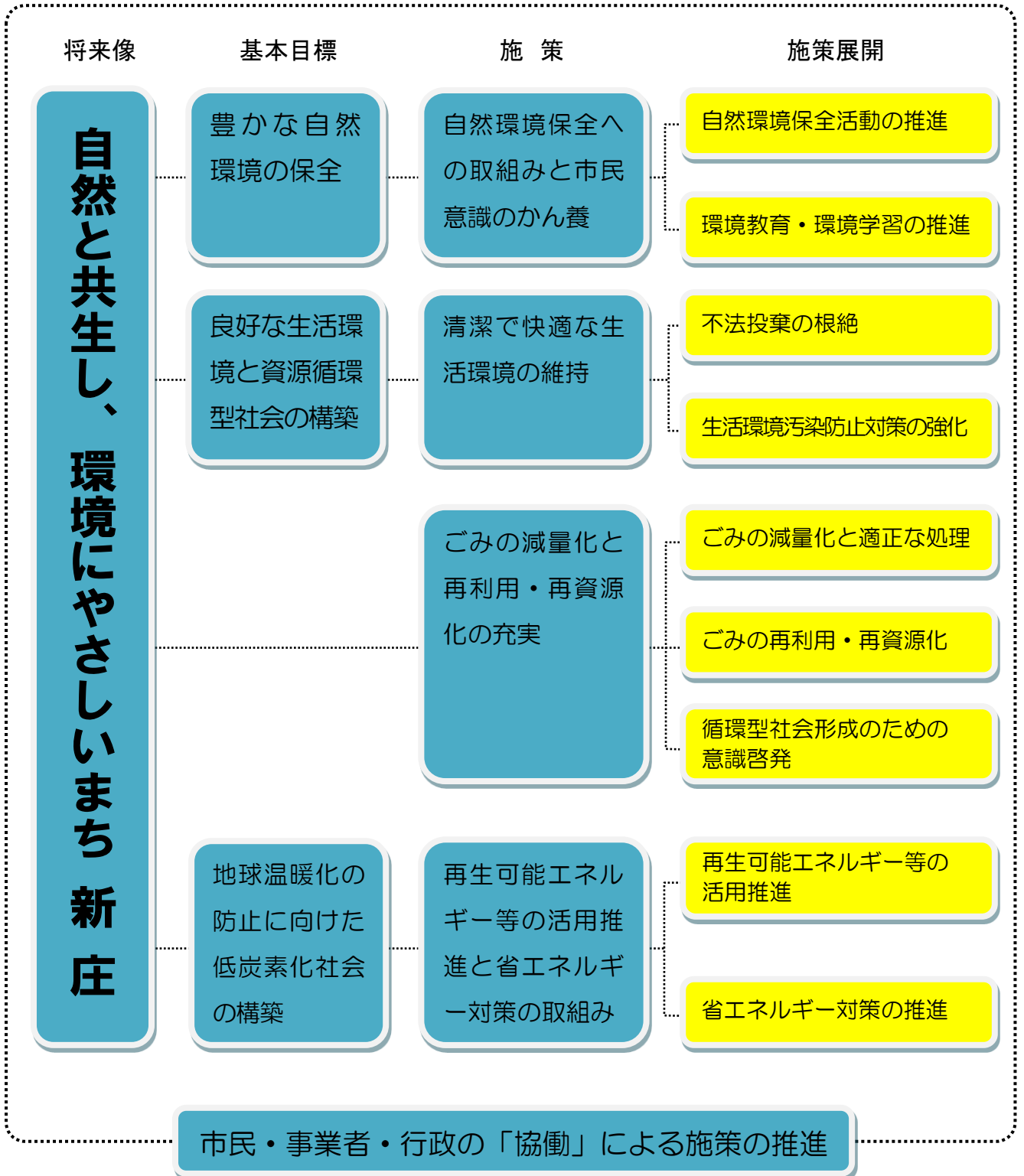
目標2 良好な生活環境と循環型社会の構築

目標3 地球温暖化の防止に向けた低炭素化社会の構築



第2章 政策体系

3つの基本目標を柱に、それぞれの目指す施策を設定し、積極的な展開を図っていきます。





第3次 新庄市環境基本計画【後期基本計画】〈概要版〉

【策定主旨】 現計画（平成23年度）策定から5年が経過し、環境保全の重要性を認識する市民意識が定着しつつある中、喫緊の課題である人口減少対策を踏まえた地球温暖化対策などさまざまな情勢変化への対応が必要であるため、事業のスクラップアンドビルドを図りながら、その実現に向けた施策の展開方針を示します。

【計画期間】 平成28年度からの後期5ヵ年

将来像

基本目標

施策

施策展開

重点的な取組み

自然と共生し、環境にやさしいまち
新庄

1. 豊かな自然環境の保全

自然環境の保全活動に積極的に取り組み、自然環境を未来の子どもたちへ引き継いでいきます。環境学習に関する支援を強化し、環境保全活動や環境問題に自発的に取り組む人材の育成を図ります。

2. 良好な生活環境と循環型社会の構築

不法投棄を防止する環境づくりをさらに進めるとともに、公害発生の防止活動や環境美化活動を推進し、清潔で快適な生活環境の維持に努めます。

3. 地球温暖化の防止に向けた低炭素化社会の構築

環境負荷の少ない再生可能エネルギー等の活用を進めるとともに、二酸化炭素発生を抑制するための省エネルギー対策に取り組み、地球温暖化の防止に努め、地域の活性化につなげていきます。

1. 自然環境保全への取り組みと市民意識の醸成

2. 清潔で快適な生活環境の維持

3. ごみの減量化と再利用・再資源化の充実

4. 再生可能エネルギー等の活用推進と省エネルギー対策の取組み

1. 自然環境保全活動の推進

- ①地域の特色に合わせた快適環境の創出
- ②自然環境の保全と活用
- ③地域や環境保全団体と連携した環境改善活動の推進

2. 環境教育・環境学習の推進

- ①環境学習の総合的な推進
- ②学校や保育施設における環境保全意識を高める活動推進

1. 不法投棄の根絶

- ①マナー・モラル向上の啓発活動
- ②不法投棄監視体制の強化 ・環境美化活動の推進

2. 生活環境汚染防止対策の強化

- ①身近な公害問題への取組み
- ②公害を未然に防ぐ監視体制と公害発生時における対応の強化
- ③生活排水処理施設普及の推進と合併処理浄化槽の適正管理

1. ごみの減量化と適正な処理

- ①広域的な新たな発生抑制対策の検討
- ②市民生活における排出ごみの抑制
- ③事業活動における排出ごみの抑制

2. ごみの再利用・再資源化

- ①食品トレーリサイクルシステム「新庄方式」の拡大
- ②資源回収品目と回収機会の拡大
- ③地域循環型生ごみ堆肥化の推進（生ごみ収集と堆肥活用）

3. 循環型社会構築のための意識啓発

- ①回収時のマナー改善行動の推進
- ②高齢者世帯への対応方法の検討
- ③家庭から始まる環境改善の啓発

1. 再生可能エネルギー等の活用推進

- ①地域の特性に応じた再生可能エネルギー等導入の普及促進
- ②公共施設における再生可能エネルギー導入の目標値設定

2. 省エネルギー対策の推進

- ①低炭素化社会を意識したライフスタイルの浸透
- ②省エネルギーの取組みの地域への波及
- ③冬季間と高齢化に関するエネルギー対策の検討・研究

①環境改善活動の推進

②学校教育との連携強化

③生活排水処理施設普及の推進

④最上地域の一体的な減量化・再資源化の取組み

⑤3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

⑥食品トレーリサイクルシステム「新庄方式」の拡大

⑦地域循環型活用生ごみ収集事業（生ごみ収集・活用）

⑧再生可能エネルギー等導入の推進

⑨新庄市地球温暖化対策協議会における情報共有化

【計画の位置づけ】

本計画は、『まちづくり総合計画』のもとに策定され、本市の環境に係る施策を総合的に推進していくための、最も基本となる計画として位置づけられます。

【計画の進行管理】

本計画「施策計画編に掲げる施策メニューを事務事業という形に具体化し、「P・D・C・Aサイクル」による事務事業評価を加えながら進捗管理していきます。

また、「環境審議会」にて年度ごとの取組状況・実績について報告を行い、意見・提案をもとに翌年度の事業改善につなげていきます。

計画施策編

第1章 豊かな自然環境の保全

第2章 良好な生活環境と循環型
社会の構築

第3章 地球温暖化防止に向けた
低炭素化社会の構築

第1章 豊かな自然環境の保全

施策1 自然環境保全への取組みと市民意識のかん養

豊かな自然環境の保全に留意した土地利用の誘導を行うとともに、自然環境保全活動に積極的に取組み、自然環境を未来の子どもたちへ引き継いでいきます。

また、だれもが自然に親しみながら学ぶことができる環境教育プログラムを充実するとともに環境学習に関する支援を強化します。さらに、環境保全活動や環境問題に自発的に取り組む人材・団体の育成と市民の環境保全意識のかん養を図ります。

<施策の体系>

施策1 自然環境保全への取組みと市民意識のかん養

施策展開1 自然環境保全活動の推進

施策展開方向

1. 地域の特色に合わせた快適環境の創出
2. 自然環境の保全と活用
3. 地域や環境保全団体と連携した環境改善活動の推進

施策展開2 環境教育・環境学習の推進

施策展開方向

1. 環境学習の総合的な推進
2. 学校や保育施設における環境保全意識を高める活動の推進

1-1-1 施策展開1 自然環境保全活動の推進

地域や環境保全団体と連携した環境改善活動を推進します。

1-1-1-1 地域の特色に合わせた快適環境の創出

奥山・里山・水田・市街地それぞれの地域にあった快適環境を形成し、自然や歴史・風土を大切にした土地利用を推進します。

奥山や里山については、自然に親しみ、田園空間に相応しい景観の形成、市街地においては、緑の創出を図り、賑わいのある快適環境づくりを推進します。

《施策メニュー》

- 地域における優れた景観など、快適環境資源との調和と活用を図ります。
- 地域住民との協働により、都市公園等の清掃・除草など環境保全、美化運動を推進します。
- やまがた緑環境税等を活用し、荒廃が進む森林の整備を推進します。
- 企業と地域が一体となった森づくり活動による地域振興を推進します。

1-1-1-2 自然環境の保全と活用

貴重な動植物が生息できる豊かな自然環境については、動植物の保護も含め、人の手による破壊がないように関係機関と十分協議しながら保全に努めていきます。

動植物の生息環境としてだけでなく、人と自然の触れ合える空間や水資源や木材資源の供給の場として、豊かな自然環境の活用を図ります。

《施策メニュー》

- 貴重な動植物については、関係機関と十分協議し、保全に努めます。
- 保全活動を行う民間団体等との協働により、動植物の生息状況の調査を継続的に実施し、自然に対する意識の高揚を図ります。
- 自然との触れ合いの中で、山が荒廃しないように啓発を進めるとともに、保全活動を行う民間団体等との協働により、山林等の環境整備を推進します。
- 生態系や希少野生動植物の保全活動を行う民間団体と協働し、外来種対策を推進します。

- 豊かな自然環境の指標であるクマ・サル等の野生鳥獣については、県や地元猟友会等と連携し、必要に応じた個体数の調整や生息環境の保全、生息数調査等を行い、長期的な地域個体群の安定化を図ります。
- 地元猟友会との協働により、野生鳥獣による人身被害の未然防止と狩猟の適正化及び鳥獣保護の普及啓発に努めます。
- 野生鳥獣の保護・管理を行う地元猟友会に対する支援を行います。
- 近年増加傾向にあるスズメバチなどの有害昆虫、ハクビシンやカラス・ムクドリ・アオサギなどの有害鳥獣対策を推進します。

1-1-1-3 地域や環境保全団体と連携した環境改善活動の推進

学校教育と地域や環境保全団体が連携し、環境改善活動を推進します。

《施策メニュー》

- 町内会や河川愛護活動団体など、地域で環境美化活動を実践する市民団体の支援に努めます。
- 新庄市衛生組合連合会と連携し、地域の環境保全、市全体の環境保全を図るため、活動を推進します。
- 学校教育と地域や環境保全団体との連携に努めます。

1-1-2 施策展開2 環境教育・環境学習の推進

食品トレーリサイクルシステム「新庄方式」、水環境、ごみの減量化と再資源化、再生可能エネルギーなど身近なテーマから環境学習に関する支援を強化します。

1-1-2-1 環境学習の総合的な推進

家庭・地域・職場等さまざまな場面において、自発的に環境保全活動に取り組む人材の育成と環境保全意識の醸成を図ります。

《施策メニュー》

- 地域で環境保全に取り組む市民・団体と連携し、地域における環境保全・改善活動に取り組みます。
- 市民団体と連携し、家庭・地域・学校・職場等で環境保全活動につなげるため、多くの市民が参加・体験できる環境教育プログラムの充実を図ります。
- 多くの環境学習の機会を通し、環境問題に関心のある市民を育成し、地域における実践活動へ結びつくよう努めます。
- 市内小中学校における環境学習の取り組みや、市・企業における地球温暖化防止の取り組みを積極的に市民に周知し、家庭や地域へ波及するよう努めます。

1-1-2-2 学校や保育施設における環境保全意識を高める活動の推進

子供たちが、新庄の豊かな自然環境を地域文化と共に学び、環境保全意識を豊かにできるよう学校・保育施設と連携します。

《施策メニュー》

- 市内小中学校を中心に、地域の資源に応じた環境学習を推進し、地域においても環境保全活動を実践する子どもたちを育成します。
- 環境学習の機会や人材に係る情報、機材の提供を積極的に行います。
- 地域の自然学習に繋がる「新庄市の環境」の作成と、ごみ処理の理解を深める「社会科副読本」の充実を図ります。

第2章 良好な生活環境と循環型社会の構築

施策2 清潔で快適な生活環境の維持

不法投棄を防止する環境づくりをさらに進めるとともに、公害発生の防止活動や環境美化活動を推進し、清潔で快適な生活環境の維持に努めます。

<施策の体系>

施策2 清潔で快適な生活環境の維持

施策展開1 不法投棄の根絶

施策展開方向

1. マナー・モラル向上の啓発活動
2. 不法投棄監視体制の強化
3. 環境美化活動の推進

施策展開2 生活環境汚染防止対策の強化

施策展開方向

1. 身近な公害問題への取組み
2. 公害を未然に防ぐ監視体制と公害発生時における対応の強化
3. 生活排水処理施設の普及推進と合併処理浄化槽の適正管理の強化

2-2-1 施策展開1 不法投棄の根絶

ごみのないまちを目指し、心ない一部の人の不法投棄、大気環境汚染につながる野焼きと称した廃棄物処分などについては、監視体制を強化するとともに、公衆衛生に関するマナー・モラルの向上に向けた啓発活動を展開します。

また、地域・学校・事業所などと連携した環境美化活動を推進し、環境美化と環境衛生意識の向上を図ります。

2-2-1-1 マナー・モラル向上の啓発活動

「不法投棄をしない、させない」といった啓発的活動を展開し、きれいなまちづくりを推進していきます。

《施策メニュー》

- ホームページや広報紙等で不法投棄の現状や原状回復活動を情報提供していきます。
- 新庄市衛生組合連合会と連携し、不法投棄監視のぼり旗の設置を推進します。

2-2-1-2 不法投棄監視体制の強化

地域等と連携し、依然として後を絶たない不法投棄についての監視体制を強化します。

《施策メニュー》

- 地域や新庄市衛生組合連合会と連携し、不法投棄の監視体制を強化します。
- 監視活動や市民からの通報等により、警察、消防、県など関係機関と連携し、パトロールの強化と原状回復の作業を行います。
- 不法投棄事案について、適切な指導を実施していきます。

2-2-1-3 環境美化活動の推進

市民・学校・事業所などと連携し、地域における環境美化活動を通し、市全体としての環境美化意識を高めていきます。

また、身近な環境資源である河川については、家庭における排水対策や、河川の持つ浄化能力を高める取組みを実施していきます。

《施策メニュー》

- 新庄市衛生組合連合会・町内会・学校・事業所において、身近な地域のごみ拾いなどの環境美化活動を実施します。
- 町内の環境美化を目的にボランティア袋を活用していきます。
- 最上川水系水質汚濁対策連絡協議会（国交省、県、県警、最上水系32市町村、東北電力）主催の「川をきれいにする児童凶画展」などの公募事業を推進し、河川環境美化意識の高揚を図ります。
- 山形県河川愛護デーも含め、市民が参加する河川清掃の機会を設定します。
- 環境美化活動を実践する地域や市民団体について、その取組みを広く紹介し、環境美化意識を市全体に広げていきます。

2-2-2 施策展開2 生活環境汚染防止対策の強化

家庭や事業所における適切な排水処理に努め、河川や地下水の水質悪化を防ぎます。また、悪臭・水質汚濁・土壌汚染などの公害について、関係機関との連携のもと公害発生を防止する監視・指導体制を強化し、公衆衛生環境の向上を図ります。

2-2-2-1 身近な公害問題への取組み

今日、様々な公害問題が社会問題となっており、公害問題への取組みには、地域の理解と協力を得ながら、必要に応じて適切な対応を図っていきます。

《施策メニュー》

- 油流出事故・野焼き・大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音振動・悪臭等の公害事案については、関係機関と連携して適切な対応と指導を実施していきます。
- 様々な公害事案について広報掲載するとともに啓発活動を実施していきます。

2-2-2-2 公害を未然に防ぐ監視体制と公害発生時における対応の強化

公害の発生源については、あらゆる場合が想定されることから、県・事業者等と連携し、公害発生の未然防止につながる取組みを強化していきます。

《施策メニュー》

- 事業者と公害防止協定、環境保全協定を結び公害や環境汚染等の未然防止に努めます。
- 市民に対する迅速な情報提供等により、健康被害等の未然防止に努めます。
- 新庄市衛生組合連合会と連携して、日頃から監視体制の強化を図ります。
- 産業活動を発生源とする公害については、国・県など関係機関と連携を図り、環境基準を遵守するよう規制指導を強化します。
- 放射線に関しては、汚染状況に応じて汚染防止対策を講じ、市民生活の安全・安心の確保を図ります。

2-2-2-3 生活排水処理施設普及の推進と合併処理浄化槽の適正管理

生活排水処理施設の普及率は県内平均を下回っており、良好な水環境を保全するため、生活排水処理施設の普及推進をより一層図るとともに、合併処理浄化槽設置後の適正な管理が行われるよう設置事業者と連携しながら適切な指導を実施していきます。

《施策メニュー》

- 公共下水道においては計画に沿った整備を、農業集落排水処理施設においては、早期の接続を進め、それぞれの普及率向上に努めます。
- 公共下水道及び農業集落排水処理施設が計画区域以外の地域においては、合併処理浄化槽の導入や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替えを促進します。
- 合併処理浄化槽設置後の管理においても、設置者の適正管理が図られるよう設置事業者と連携しながら適切な指導を実施していきます。

施策3 ごみの減量化と再利用・再資源化の充実

ごみの減量化と再利用・再資源化については、廃棄物の抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）による“3R”に積極的に取り組むことにより、廃棄されるものを最小限に抑え、環境負荷の極めて少ない循環型社会の形成をめざします。

<施策の体系>

施策3 ごみの減量化と再利用・再資源化の充実

施策展開1 ごみの減量化と適正な処理

施策展開方向

1. 広域的な新たな発生抑制対策の検討
2. 市民生活における排出ごみの抑制
3. 事業活動における排出ごみの抑制

施策展開2 ごみの再利用・再資源化

施策展開方向

1. 食品トレーリサイクルシステム「新庄方式」の拡大
2. 資源回収品目と回収機会の拡大
3. 地域循環型生ごみ堆肥化の推進（生ごみ収集と堆肥活用）

施策展開3 循環型社会構築のための意識啓発

施策展開方向

1. 回収時のマナー改善行動の推進
2. 高齢者世帯への対応方法の検討
3. 家庭から始まる環境改善の意識啓発

2-3-1 施策展開1 ごみの減量化と適正な処理

廃棄物処理の正しい知識の普及とごみの排出抑制のための取組みを進めるとともに、広域処理施設の効率的な運営を通して、廃棄物の適正処理を推進します。

排出される廃棄物においては、一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の今後見直しの中で分別収集の徹底を推進し、適正処理を図ります。

2-3-1-1 広域的な新たな発生抑制対策の検討

平成27年度から新庄・最上地域では、**※定住自立圏**形成を目的に、本市と7町村が事業連携に取り組めます。特にごみの減量化と再資源化については、広域ごみ処理施設を共同管理しており、多額の処理経費を抑制するためにも、ごみの減量化と再資源化を推進する新たな施策展開を図ることが喫緊の課題です。

※定住自立圏: 中心市宣言を行った「中心市」と連携する近隣町村が1対1の関係で人口定住のために必要な生活機能の確保に向け、個別業務ごとに協定を締結するものです。その積み重ねにより定住自立圏が形成されます。

《施策メニュー》

- 関係行政機関、関係団体、収集運搬事業者、流通事業者、製造事業者等と連携し、ごみ減量化・再資源化を推進する新たな施策展開を図るための推進計画等を策定し、実行可能な分野から着手します。

2-3-1-2 市民生活における排出ごみの抑制

ごみ排出の抑制を図るためのライフスタイルへの転換を推進しつつ、定住自立圏形成事業を活用して、具体的な取組みを進めていきます。

《施策メニュー》

- “3R”を中心に、ごみを排出しないライフスタイルへの転換を呼びかける啓発活動を展開していきます。
- 新庄市衛生組合連合会と連携し、ごみ排出抑制のための啓発活動を進めていきます。
- 廃プラスチック用ごみ袋等の新設を検討します。
- 最上地域内でのごみ袋共通化を進めることで効率化を図ります。
- 指定ごみ袋の効率化と市民の利便性を図るため、製作から販売管理まで見直しを図ります。

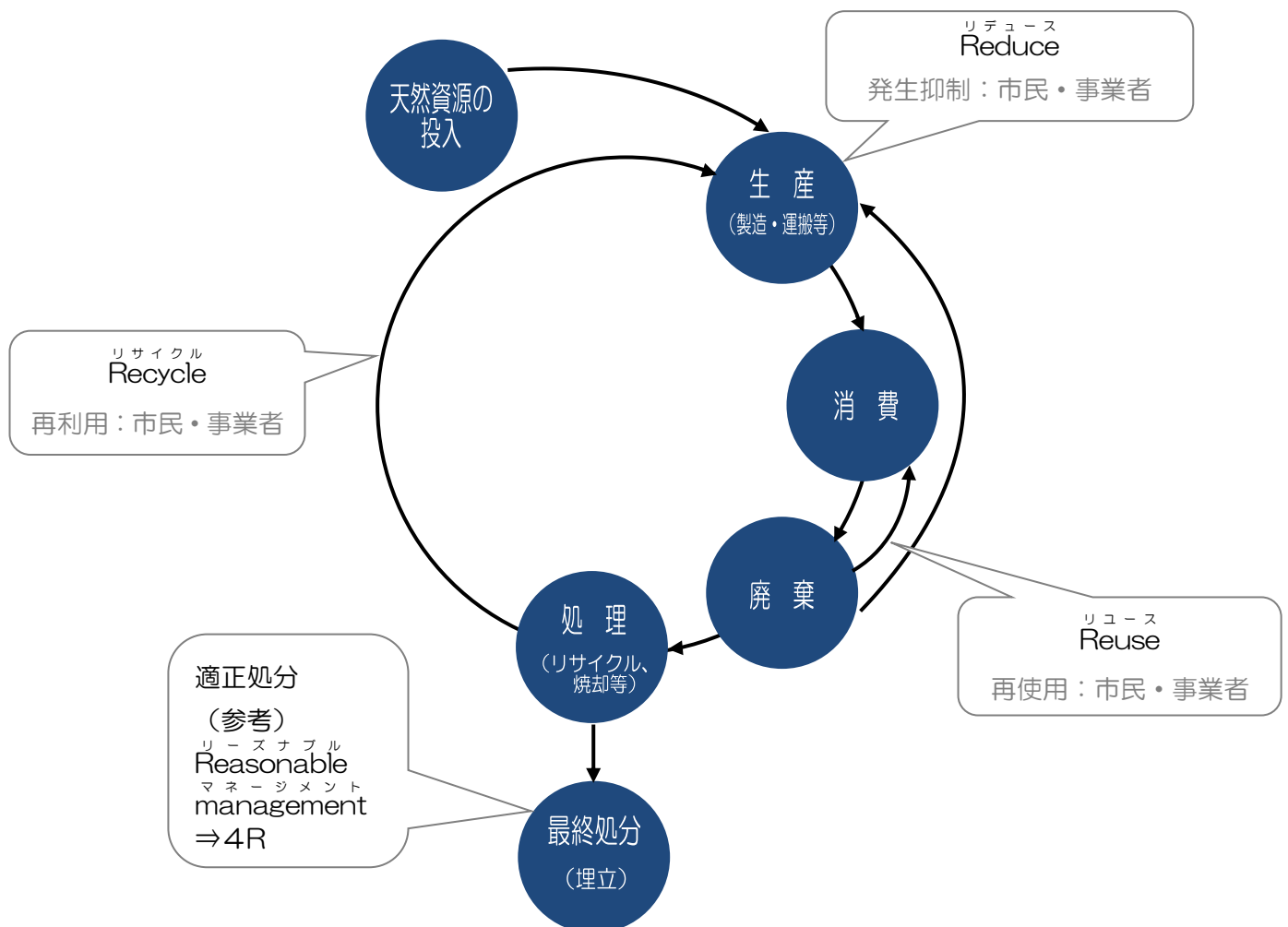
2-3-1-3 事業活動における排出ごみの抑制

自主的な環境管理の一環としての事業活動における排出ごみの抑制を啓発し、定住自立圏形成において、具体的な取組みを進めていきます。

《施策メニュー》

- 排出ごみを抑制するため関係機関と連携し、事業者の意識啓発を図り、その協力を求めていきます。
- 排出事業所及び廃棄物処理事業者に対し、必要に応じて監視・指導を行います。
- 定住自立圏形成において、事業系ごみの抑制対策として、特に古紙の分別強化を進めるとともに、事業系ごみ袋の新設について検討していきます。

循環型社会（3R）のイメージ



2-3-2 施策展開2 ごみの再利用・再資源化

高齢化と人口減少が進む中、減らないごみ対策として、分別のさらなる徹底により、再利用や再資源化についての取組みを進めるとともに、市民の自発的な資源回収活動を推進します。また、地域循環型生ごみ収集事業で集めた生ごみをたい肥化し、その活用を図ります。

2-3-2-1 食品トレーリサイクルシステム「新庄方式」の拡大

地域住民が参加する資源回収やスーパーマーケット等による店頭回収を推進し、市民・事業者・行政が一体となった分別収集と再資源化と適正処理を推進します。

また、定住自立圏形成事業等を活用して、具体的な取組みを進めていきます。

《施策メニュー》

- 食品トレーリサイクルシステム「新庄方式」の普及促進を図るため、広域的な取組みを推進していきます。
- スーパーの店頭における分別マナーの徹底を図るための啓発活動を推進します。
- 一層の3R推進を図るため、市条例に定める「廃棄物減量等推進員」を配置します。
- 定住自立圏形成において、食品トレーを含めた廃プラスチックごみと古紙等の資源回収品目を段階的に拡大していきます。

2-3-2-2 資源回収品目と回収機会の拡大

資源ごみの分別収集を促進するため、リサイクルにこにこ運動を一層推進し、また、資源回収品目と回収機会の拡大を効果的に推進します。

《施策メニュー》

- リサイクルにこにこ運動において、集団資源回収の普及・促進を図り、地域における循環型社会の取組みとして一層推進し、併せて資源回収品目の拡大を検討します。
- びん・缶・ペットボトル・古紙・ざつがみ・古布等の資源ごみの分別収集を促進し、ごみの減量化・再資源化、適正処理をより推進させます。
- 平成26年度から始まった小型家電回収事業は、回収品目と回収機会の拡大のための施策を図ります。

- 高齢化と人口減少が進む中、スーパー店頭回収、ごみステーション回収、イベント回収、高齢者宅訪問回収など、回収機会拡大のための施策を図ります。

2-3-2-3 地域循環型活用生ごみ収集の推進(生ごみ収集と堆肥活用)

可燃ごみの多くは、水分を多く含む生ごみの割合が高く、燃やせるごみから資源への転換を図るため、生ごみの収集と堆肥化を進め、地域や学校、地場野菜の生産など農業で活用されることで地域循環を一層推進します。

《施策メニュー》

- 家庭から排出される生ごみの堆肥化を推進し、生ごみ回収世帯を拡大し、生ごみの再資源化とごみの減量化を図ります。
- 堆肥化された生ごみが、町内における花いっぱい運動や学校菜園、地場野菜の生産など農業等で活用されることで、地域循環を一層推進します。
- 生ごみ堆肥の販売手法の確立について検討します。
- 草木・剪定枝等の資源化について検討します。

2-3-3 施策展開3 循環型社会構築のための意識啓発

生活圏を一にする新庄・最上地域がともに循環型社会への転換を図るために、市民・事業所・行政が一体となって、循環型社会の構築に向けた取組みを進めていきます。

2-3-3-1 回収時のマナー改善行動の推進

食品トレー、小型家電、古紙、生ごみなどの資源ごみを回収するためには、排出者である市民や事業者において、一定のルールが必要です。また、一市町村ごとに広報する内容が異なっている場合は、同じ広域処理施設を有しながら、効果が上がらないため、広報の共通化を図ります。

《施策メニュー》

- 資源回収品目と回収機会の拡大に合わせ、わかりやすい広報手段を講じます。
- 定住自立圏形成において、広報の共通化を図ります。

2-3-3-2 高齢者世帯への対応方法の検討

今後ますます高齢化が懸念されるため、現在のごみ収集運搬方法のあり方を検証し、独居高齢者世帯や要介護世帯など、高齢化におけるごみ収集運搬体制について検討します。

《施策メニュー》

- 高齢化におけるごみ収集運搬体制について検討します。
- 高齢者向け広報のあり方を検討します。

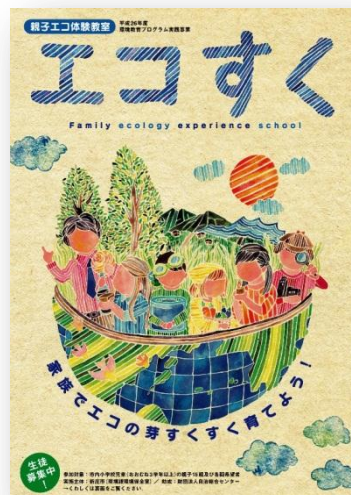
2-3-3-3 家庭から始まる環境改善の啓発

平成26年度から「エコすく」“家族でエコの芽すくすく育てよう”をキャッチフレーズに、家庭から始まる環境改善行動を推奨しています。

水資源保全、リサイクルにこにこ運動、食品トレーリサイクルシステム「新庄方式」、エコクッキング、エコドライブなど環境教育と合わせながら、啓発活動につなげていきます。

《施策メニュー》

- 「エコすく」“家族でエコの芽すくすく育てよう”を統一標語として、家庭から始まる取組みを推進するイメージの定着を図ります。
- 様々な環境教育プログラムを提供しながら、啓発活動につなげていきます。



第3章 地球温暖化の防止に向けた低炭素化社会の構築

施策4 再生可能エネルギー等の活用推進と省エネルギー対策への取組み

これまで、地球温暖化対策の一環として位置づけられてきた再生可能エネルギー導入の促進対策は、東日本大震災以降のエネルギー政策により、抜本的な見直しが行われています。

今後は環境負荷の少ない再生可能エネルギー等の活用により、新たな産業の育成や雇用の創出を進めるとともに、二酸化炭素発生を抑制するための省エネルギー対策の取組みと地球温暖化の防止に努め、地域の活性化につなげていきます。

<施策の体系>

施策4 再生可能エネルギー等の活用推進と省エネルギー対策の取組み

施策展開1 再生可能エネルギー等の活用推進

施策展開方向

1. 地域の特性に応じた再生可能エネルギー導入の普及促進
2. 公共施設における再生可能エネルギー導入の目標値設定

施策展開2 省エネルギー対策の推進

施策展開方向

1. 低炭素化社会を意識したライフスタイルの浸透
2. 省エネルギーの取組みの地域への波及
3. 冬季間と高齢化に関するエネルギー対策の検討・研究

3-4-1 施策展開1 再生可能エネルギー等の活用推進

太陽光、風力、小水力、雪氷、バイオマスなどの再生可能エネルギーの活用を推進するとともに、公共施設等への導入を図ります。

3-4-1-1 地域の特性に応じた再生可能エネルギー導入の普及促進

再生可能エネルギーの導入や利用促進に向けた研究を通し、再生可能エネルギーの導入についての意識啓発を図ります。

県と連携し、山形県エネルギー戦略にもとづき、地域の気象条件や自然条件の地域特性に応じ、活用が可能なエネルギーの研究や導入を検討していきます。

《施策メニュー》

- 平成26年度から取り組んでいる「新庄市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金」交付事業を継続していきます。(太陽光発電設備、ペレットストーブ、薪ストーブ等)
- 再生可能エネルギーを導入している市民・事業者に対してアンケート調査を実施し、事例研究を行うとともに、地域における需要を把握します。
- 県や新庄市地球温暖化対策協議会等と連携しセミナーを開催するなど、再生可能エネルギーの導入について、情報提供と意識啓発、情報の共有化を図ります。
- 電気自動車、充電スタンド、家庭用蓄電池など、先端モデル事業について、その有効性の検討を行います。



3-4-1-2 公共施設における再生可能エネルギー導入の目標値の設定

近年、環境省の助成事業を活用し、公共施設での再生可能エネルギー導入が進んでいますが、地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等に再生可能エネルギー等を活用した災害に強い自立分散型エネルギーシステムを導入し、「災害に強く、低炭素な地域づくり」を早期に実現する必要があります。

《施策メニュー》

- 地域の避難所や防災拠点等となり得る公共施設等や地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な公共施設等において、再生可能エネルギー発電設備等の導入を推進します。また、災害時には、電力会社からの電力供給が遮断された際に、当該施設において必要とされる最低限の機能を維持する必要があります。
- 市有施設をモデルに温室効果ガス削減効果を検証し、再生可能エネルギー導入の目標値の設定について検討します。

3-4-2 施策展開2 省エネルギー対策の推進

省エネルギーの考え方を優先させる生活様式の浸透を図るとともに、省エネルギー住宅の普及を促進します。また、二酸化炭素排出事業者の排出量の減量化目標の設定とその実行管理を促進します。

3-4-2-1 低炭素化社会を意識したライフスタイルの浸透

県における温室効果ガスの排出量は、経済情勢の落ち込みに伴い、やや減少に転じてきていますが、地球温暖化を防止するためには、より一層の削減が必要であり、日常のライフスタイルも省エネルギー型のものに転換していくことが求められます。

《施策メニュー》

- 家庭でできる省エネメニューや実際の効果を市報・ホームページ等で広報します。
- エコドライブ教室等の開催による意識啓発を推進します。
- グリーンマークやエコマーク商品、県リサイクル認定製品、省エネ家電製品など、環境に配慮した商品の購入・使用を積極的に進めます。

3-4-2-2 省エネルギーの取組みの地域への波及

家庭における地球温暖化防止の取組みを地域や事業所に広げ、市民・事業所・行政が一体となって行動します。

《施策メニュー》

- 事業所における自主削減計画の策定に向けた取組みを進めます。
- 新庄市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を推進するとともに、公共施設における省エネルギー対策導入の目標値設定について検討します。
- 事業所における省エネ診断を実施しエネルギーの合理的な使用を提案します。
- 地球温暖化防止活動推進員と連携し、省エネ関連セミナー等の開催による意識啓発を進めます。
- 省エネ改修への支援に必要な情報提供を行います。
- 新庄市地球温暖化対策協議会と連携し、SNSなどを活用し、広く情報を得やすい環境づくりを進めます。

3-4-2-3 冬季間と高齢化に関するエネルギー対策の検討・研究

積雪寒冷地では、電力・灯油・ガソリンなどの燃料の消費量と経済的負担、車社会を前提とした生活形態、雪国ならではの住宅構造など、これらのエネルギー換算消費量は他の地域よりも必然的に多くなることから、冬季間のエネルギー対策について検討します。

また、高齢化に伴う生活スタイルの変化は、エネルギー消費量の増加につながるため、高齢化社会におけるエネルギー対策についても研究する必要があります。

《施策メニュー》

- 県や新庄市地球温暖化対策協議会と連携し、冬季間と高齢化に関するエネルギー対策について検討・研究し、環境負荷の少ない生活様式への転換を図ります。

計画実施編

第1章 市民・事業者・行政の「協働」
による施策の推進

第2章 後期基本計画で特に力を入
れて取り組む施策

第3章 計画の推進方策

第1章 市民・事業者・行政の「協働」による施策の推進

本計画の各種施策を推進し、本市が目指す「自然と共生し、環境にやさしいまち 新庄」という将来像を実現するためには、行政だけの力で実現し得るものではありません。

市民・事業者と行政が共通認識のもと、それぞれの役割に応じて積極的に取り組むとともに、協力・連携し、一体となり「協働」して行動していくことが、本市の掲げる理念を実現する第一歩であります。

ここでは、施策を推進するため、市民・事業者・行政の各主体において、それぞれがどのような役割を果たすべきかを示すことにします。

1. 市民の役割

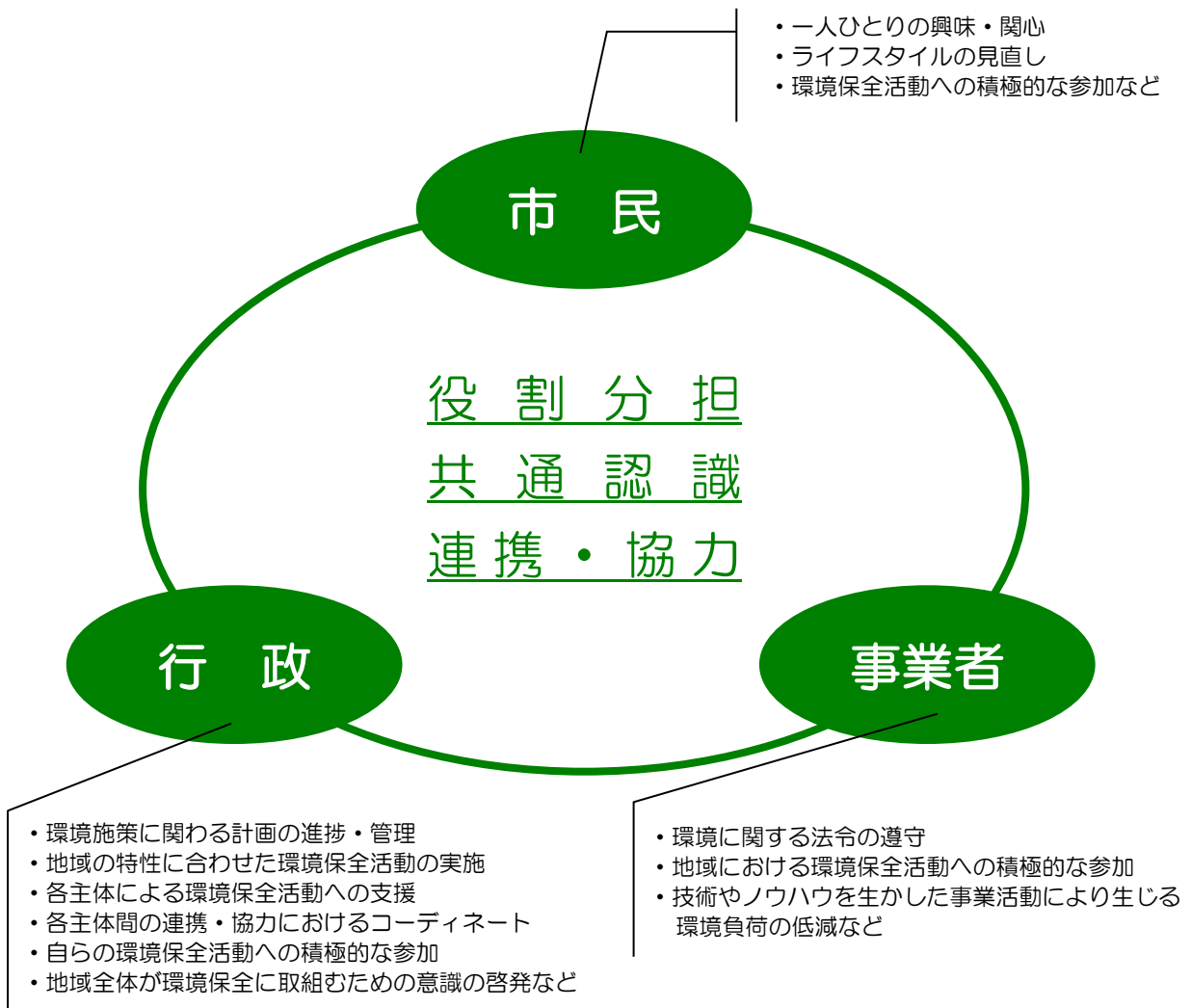
- ・地域環境や地球環境を保全していくためには、市民一人ひとりが環境問題について関心を持ち、理解を深め、環境への負荷を減らすためにも、大量消費・大量廃棄のライフスタイルを見直します。
- ・市民一人ひとりまたは家族において、環境問題を身近な問題として考え、自ら行動し、できることから取り組んでいきます。
- ・地域で行われる様々な環境保全活動に積極的に参加し、豊かな自然環境を再確認するとともに未来の子どもたちへ引き継いでいきます。

2. 事業者の役割

- ・大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動を見直し、環境への負荷の少ない仕組みへと移行していくためには、事業者の理解のもと、積極的な取組みが求められます。
- ・事業者は法令を守るとともに、事業者のもつ技術やノウハウを生かしながら、様々な事業活動に伴い生じる環境負荷の低減に向けた取組みを実践していきます。
- ・環境負荷の低減と効率的なエネルギー使用等に向けた環境マネジメントシステムを自主的に導入するとともに、事業者の社会的責任という観点から、地域における環境保全活動等への積極的な参加などが期待されます。

3. 行政の役割

- ・ 県や市民、事業者等の各主体と連携し、本計画のもと、各施策に取り組むとともに、地域の特性に応じた環境保全の取組みを進めます。
- ・ 環境保全に向けた仕組みづくりを進めていくための本計画、環境負荷の低減を図るための率先実行計画の進捗・管理を行います。
- ・ 各主体が自主的に取り組む地域の環境保全活動を支援することによって、各主体間の連携協力を進めていくとともに、自らも事業者及び消費者としての役割を踏まえ、環境保全に向けた取組みを進めます。
- ・ 各施策の取組み状況を積極的に公表することにより情報の共有化に努め、地域全体が環境保全に取り組むための意識の啓発・向上に努めます。

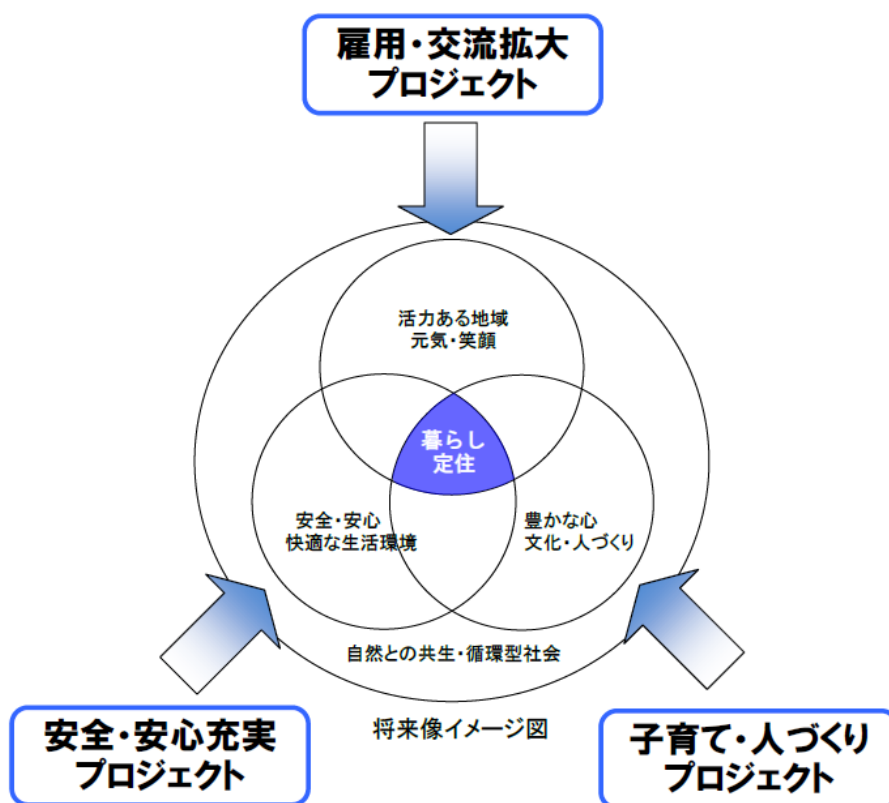


第2章 後期基本計画で特に力を入れて取り組む施策

財政的に厳しい状況が続く一方で、地方創生の推進により、従来以上に自治体はそれぞれの地域の特性やニーズに応じ、自らの責任で主体的に行動しなければならないようになっており、このような状況下、本市は現在、行財政改革を進めているところです。

『第4次新庄市まちづくり総合計画（後期5カ年基本計画）』（平成28年度～平成32年度）

暮らし、定住、未来創造



このような考え方にに基づき、重点プロジェクトを実施していくことを掲げています。そして、最小の経費で最大の効果を目指すため、施策の重点化を図り、効率的・効果的な行政運営体制を目指すことにしています。

本計画においても、上述の状況を鑑み、施策の重点化を図ることにします。特に力を入れて取り組んでいく重点施策を選択し、重点施策毎に数値目標を設定し、毎年度評価を加えながら進捗状況を管理していくことにします。

本計画における重点施策の目標年次は、後期基本計画として平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

<重点施策一覧(平成28年度～平成32年度)> NO.1

| 項目 (施策) | 内容 (重点的な取組み) | 現状 (26年度末) | | 数値目標 (28年度末) | | 最終目標 (32年度末) | | 現在の達成度 % |
|------------------------|--|-------------------------------------|------|-----------------|------|-----------------|------|-------------|
| | | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| 1. 自然環境保全への取組みと市民意識の醸成 | ① 環境改善行動の推進 市内6河川の定点観測において基準値を満たす項目 (全5項目、環境課調査委託) | 3 | 3 | | 5 | | 60.0 | |
| | 推進体制 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| | 市、町内会、市民団体 | 【取組工程】 地域・市民団体等と連携した環境改善活動のPRと推進 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 2. 清潔で快適な生活環境の維持 | ③生活排水処理施設普及の推進 (%、生活排水処理基本計画による普及率) | 69.7 | 73.0 | | 80.0 | | 87.1 | |
| | 推進体制 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| | 市、設備事業者、事業所、家庭 | 【取組工程】 公共下水道の整備・普及 | | | | | | |
| | | 合併処理浄化槽の設置促進 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

<重点施策一覧(平成28年度～平成32年度)> NO.2

| 項目 (施策) | 内容 (重点的な取組み) | 現 状 (26年度末) | | 数値目標 (28年度末) | | 最終目標 (32年度末) | | 現在の達成度 % |
|--|---|--------------------|-------|-----------------|-----|-----------------|------|-------------|
| | | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| 3. ごみの減量化と再利用・資源化の充実 | ④最上地域の一体的な減量化・再資源化の取組み 家庭系ごみの年間排出量 (kg、環境課調べ) | 8,190 | 8,038 | 7,663 | | | 93.6 | |
| | 推進体制 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| | 最上8市町村、最上広域市町村圏事務組合、県、事業者、市民 | 【取組工程】 | | | | | | |
| | | 分別収集方法の見直しと適正処理を推進 | ▶ | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | 新たなごみ抑制対策の検討と実施 | ▶ | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | ⑤3R (リデュース、リユース、リサイクル)の推進 家庭系ごみにおける資源化率(%、環境課調べ) | 25.0 | 25.5 | 27.0 | | | 92.6 | |
| | 推進体制 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| | 市、新庄市衛生組合連合会、事業所、市民 | 【取組工程】 | | | | | | |
| 分別収集の徹底と適正処理を推進 | | ▶ | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 資源回収品目と回収機会の拡大 | ▶ | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| ⑥食品トレーリサイクルシステム「新庄方式」の拡大 一般廃棄物のうち食品トレー収集量 (t、環境課調べ) | 73.3 | 75.3 | 80.6 | | | 90.9 | | |
| 推進体制 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | |
| 市町村等、福祉施設、製造会社、流通会社、市民 | 【取組工程】 | | | | | | | |
| | 食品トレーから廃プラスチック全体へ順次拡大 | ▶ | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 広域圏における収集から適正処理への転換 | ▶ | | | | | | |
| | | | | | | | | |

<重点施策一覧(平成28年度～平成32年度)> NO.3

| 項目 (施策) | 内容 (重点的な取組み) | 現状 (26年度末) | 数値目標 (28年度末) | 最終目標 (32年度末) | 現在の達成度 % | |
|--|---|-------------------|---------------------|-----------------|-------------|-----|
| 3. ごみの減量化と再利用・資源化の充実 | ⑦地域循環型活用 生ごみ収集事業 (生ごみ収集・活用) 生ごみ回収量(上段)とたい肥製造量 (下段)(t、環境課調べ) | 125.5 | 127.0 | 130.0 | 96.5 | |
| | | 52.9 | 53.5 | 55.0 | 96.2 | |
| | 推進体制 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| | 市、教育委員会、家庭、 収集運搬事業者、市民 団体 | 【取組工程】 | 生ごみ堆肥を活用した食育の取組みを促進 | | | |
| | | 生ごみ堆肥を活用した環境教育の推進 | | | | |
| 4. 再生可能エネルギー等の活用推進と省エネルギー対策の取組み | ⑧再生可能エネルギー導入の推進 家庭や事業所における再生可能エネルギー設備導入補助件数(件、助成実績) | 20 | 20 | 20 | 100.0 | |
| | 推進体制 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| | 市、販売業者、建築業者、 市民、事業所 | 【取組工程】 | 再生可能エネルギーの地産地消を推進 | | | |
| | | | | | | |
| ⑨新庄市地球温暖化対策協議会における情報共有化 新庄市地球温暖化対策協議会による普及啓発回数(回、環境課調べ) | | 1 | 2 | 5 | 20.0 | |
| | 推進体制 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| | 市、新庄市地球温暖化 対策協議会、事業所 | 【取組工程】 | 会員同士の情報交流推進と環境展の開催 | | | |
| | | | | | | |

新庄市人口ビジョンの方向性 概要(抜粋)

1. 趣旨

日本の総人口は、2005年（平成17年）に、出生数が死亡数を継続的に下回る人口減少社会に転じたと言われていています。全国的な人口減少・少子高齢社会の中で、2014年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、国においては、人口動向を分析し、将来展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を策定しました。

本市においても人口減少が進行しており、年少人口の急減、生産年齢人口の減少、老年人口の増加という人口構造の変化は、地域経済などにも大きな影響を及ぼすこととなります。

新庄市で策定する人口ビジョンにおいては、本市の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する市民の認識の共有を目指すとともに、今後、目指すべき将来の方向を示すことを目的としています。

2. 対象期間

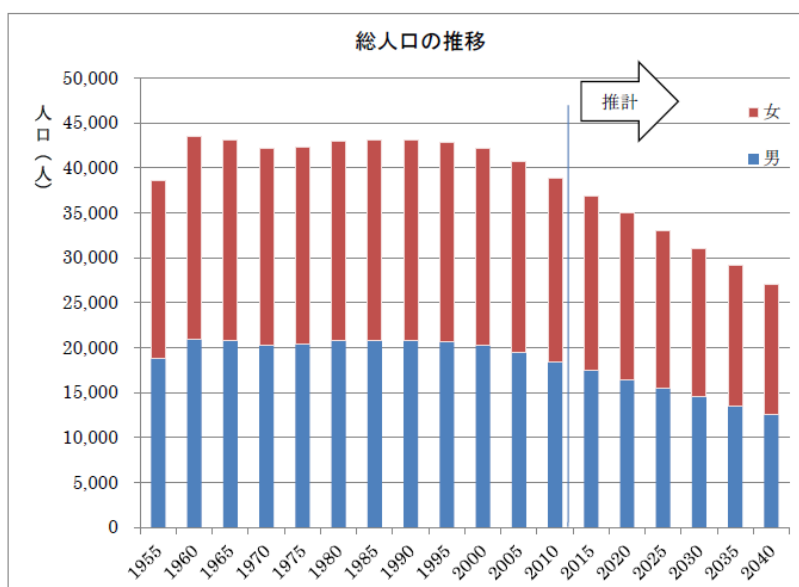
本市の将来人口の推計を見ると、全体的な人口減少は進みますが、老年人口については2025年（平成37年）まで現状より増え続け、その後、2040年（平成52年）に現状の水準まで微減することとなっています。このことから、老年人口が増え続ける少子高齢社会に対応したまちづくりを進めるため、新庄市人口ビジョンの対象期間は25年後の2040年までとします。

なお、人口推計には国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の人口推計を基礎的な数値として用います。

（1）人口の推移と将来推計

本市の人口は、2010年（平成22年）10月に行われた国勢調査では38,850人でした。

1960年（昭和35年）に43,550人をピークに、1990年（平成2年）以降、減少傾向にあります。社人研が公表した推計によると、本市の人口は2040年（平成52年）には



※2010年までは国勢調査人口。2015年以降は、社人研による推計人口。

27,018 人まで減少すると予測されております。

男女の差としては、2,000 人ほど女性が多く、今後もこの傾向の継続が予測されます。（中略）

4. 人口の将来展望

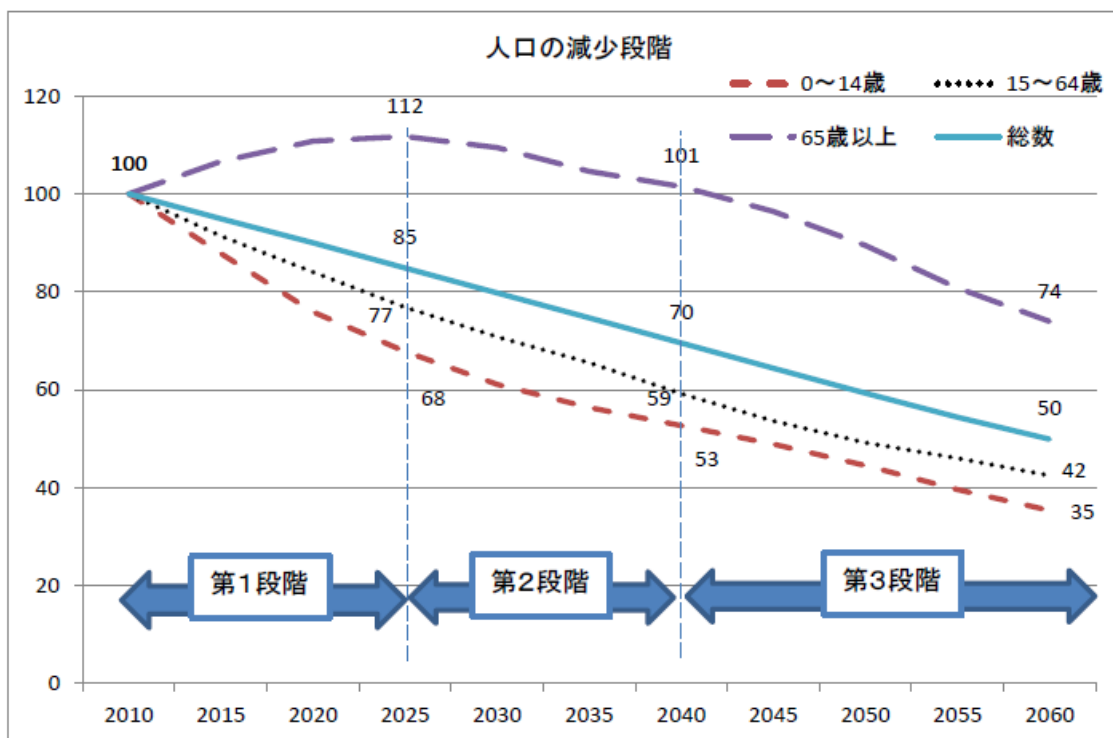
(1) 人口減少段階の分析

2010 年を 100 として考えた場合の人口の割合の変化を表しています。

2010 年から 2025 年までは、総人口、年少人口、生産年齢人口は減少していきますが、老年人口が増加していきます。（第 1 段階）

2025 年から 2040 年までは、総人口、年少人口、生産年齢人口は減少していきますが、老年人口が維持・微減していきます。（第 2 段階）

2040 年から 2060 年までは、総人口、年少人口、生産年齢人口、老年人口全て減少していきます。（第 3 段階）



※社人研推計

| 社人研 推計人口(人) | 2010 | 2015 | 2020 | 2025 | 2030 | 2035 | 2040 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | 38,850 | 36,877 | 34,967 | 32,968 | 30,975 | 28,999 | 27,018 |
| 老年人口 (65 歳以上) | 10,360 | 11,044 | 11,475 | 11,574 | 11,341 | 10,835 | 10,510 |
| 生産年齢人口 (15~64 歳) | 23,086 | 21,091 | 19,393 | 17,731 | 16,332 | 15,119 | 13,662 |
| 年少人口 (0~14 歳) | 5,404 | 4,742 | 4,099 | 3,663 | 3,302 | 3,045 | 2,846 |
| 老年人口割合 (%) | 26.7% | 29.9% | 32.8% | 35.1% | 36.6% | 37.4% | 38.9% |
| 生産年齢人口割合 (%) | 59.4% | 57.2% | 55.5% | 53.8% | 52.7% | 52.1% | 50.6% |
| 年少人口割合 (%) | 13.9% | 12.9% | 11.7% | 11.1% | 10.7% | 10.5% | 10.5% |

平成27年度「新庄市まちづくり市民アンケート調査」報告書(抜粋)

新庄市に住所を有する満18歳以上の男女950人を対象に、平成27年5月1日～5月20日に個別郵送により実施しました。(回収率43.9%)

本市での暮らしについての満足度、これからの暮らしの中での重要度を問い、それぞれの調査結果を数値化し、その差をもってニーズ度の把握を行いました。

「そう思う(満足)」から「そうは思わない(不満)」、「重要」から「重要ではない」までの5段階の回答を5～1の点数に置き換え、68項目ごとの全回答の加重平均値をそれぞれ「重要度」「満足度」とし、その差からニーズ度を算出しました。

| 指標項目 | 満足度 | 重要度 | ニーズ度 |
|--------------------------|-----|-----|------|
| ごみの収集体制が充実している | 2位 | 9位 | 67位 |
| ごみの減量化、リサイクル活動がさかんである | 5位 | 20位 | 62位 |
| 緑豊かな自然環境が保たれている | 6位 | 40位 | 65位 |
| 川がきれいである | 15位 | 7位 | 42位 |
| 不法投棄が防止されている | 32位 | 22位 | 30位 |
| 自然学習や環境教育が充実している | 44位 | 62位 | 41位 |
| 省エネルギー対策に取り組んでいる | 55位 | 54位 | 29位 |
| 太陽光、風力などの自然エネルギーが活用されている | 65位 | 64位 | 11位 |

【分析】

満足度では、「ごみの収集体制が充実している」が、「新庄まつりなどの観光振興が図られている」の次に評価されています。「ごみの減量化、リサイクル活動がさかんである」、「緑豊かな自然環境が保たれている」が上位にあり、ごみ対策を含めた自然環境について、評価されています。

重要度では、除雪・救急医療・流雪溝・高度医療・水道などに続き、「川がきれいである」、「ごみの収集体制が充実している」が上位にあり評価されていることから、河川の水質保全とごみ収集体制の重要性が評価されています。

「重要度」と「満足度」の差から算出した「ニーズ度」から、「太陽光、風力などの自然エネルギーが活用されている」が上位にあり、今後の課題ととらえることができます。

トレーリサイクル「新庄方式」…理解深めよう

4/30 (木) 新山

青空給食

新庄市 本年度 小中生向けに実践事業

地域循環型食品トレーリサイクルシステム「新庄方式」に關し、新庄市は本年度、市内の小中学校で児童、生徒に新庄方式の取り組みを伝える実践事業「青空給食」を始める。リサイクル食品トレー「P&Pトレー」を使って給食を食べ、実際に回収の様子を見学することで、新庄方式やリサイクルの重要性、資源の大切さにも理解を深めてもらう取り組み。次代を担う子どもを通じ、大人にもごみ減量を訴える考えだ。



「青空給食」を楽しんだ後、食品トレーのフィルムをはがす児童たち
＝昨年9月、新庄市升形小

2004年11月に始まった新庄方式は、スーパーなどの回収ボックスに出されたトレーを市内のNPO法人「たんぼぼ作業所」の利用者が手作業で選別し、障害福祉サービス事業所「友愛園」の利用者が原材料のペレットに再生。同市の食品トレーメーカー「ヨコタ東北」がそれを買い取り、P&Pトレーを製造する。

P&Pトレーは表面の薄いフィルムのみが燃やせることとなるだけで、環境にも優しいトレー

だ。新庄方式は環境保全と障害者の雇用確保を結び付けた取り組み。環境と福祉が融合したリサイクルシステムとして全国的に知名度が高い。

青空給食は「環境・福祉・教育」をテーマにヨコタ東北が提唱。給食時間を環境教育の時間にするのができ、子どもたちは体験を通じて新庄方式を理解を深め、資源の大切さや地域循環型リサイクルの利点と重要性を学ぶ。14年9月に升形小で試験的に実施した。

青空給食では、市やヨコタ東北、友愛園、たんぼぼ作業所で行われるP&Pトレーリサイクル研究会から数人が学校を訪れ、新庄方式について説明。子どもたちはヨコタ東北が製造したP&Pトレーを使い、野外で給食を食べる。

食後、子ども自身がトレー表面の薄いフィルムをはがし、容器が回収される様子を見学する。子どもが家族の中で体験を話題に出すことで、大人にもごみ減量を考えてもらうきっかけにする狙いもある。

青空給食は現段階で7校での実施が決定。市環境課は「新庄方式は地域で資源が循環し、ごみの減少に寄与するほか、経済循環もある。多くの市民に理解を深めてもらえるよう取り組み」と話している。



新庄市は使用済み家庭用小型家電と古紙の資源回収を強化する。回収ブースはのぼり旗が目印だ

新庄市はさらなるごみの減量と資源の有効利用を目指し、「エコすくく資源回収プロジェクト」として使用済み家庭用小型家電や古紙の回収を強化する。各種イベント時にブースを設けて回収機会を増やすことで、市を挙げてリサイクルの機運を盛り上げる。

小型家電、古紙 新庄市が回収強化へ

高めるリサイクル意識 イベント時 専用ブースを設置

小型家電は市役所環境課窓口で回収し、古紙は町内会や子ども会の資源回収などがあがる。小型家電にはレアメタル(希少金属)など貴重な資源が含まれ、資源の有効活用観点から家庭に眠る使用済み小型家電の回収率をいかに上げるかが課題だ。古紙は市民が可燃ごみとして出すほか、正しい分別方法をしていないため業者が手作業で分別し直すケースも。プロジェクトは回収機会の増加のほか、正しい分別方法を周知する狙いもある。

「エコすくく」は、家族でエコの芽をすくすく育てようとの略称。市は、分別が難しい、混ぜればごみを合算後に家族でリサイクルに取り組んでもらい、二酸化炭素(CO₂)排出につながる可燃ごみを減らす意識の高揚を図る考えだ。

具体的には市衛生組合連合会、回収業者、リサイクル業者と連携。13日に中心商店街が開かれる100円ショップのほか、キートンランド、わくわく軒、エスエヌなど各種イベントで専用ブースを設ける。市環境課環境保全室は「家庭から出る小型家電や古紙がごみなのか、資源なのか、市民が考えるきっかけになってほしい」としている。問い合わせは同室0333(2)2111。

新庄市環境保全都市宣言

平成11年6月4日

制 定

わたしたち新庄市民は、豊かな自然の中で多くの恵みを受けながら、先人たちが長い歴史の中で培ってきた、大切な文化遺産を受け継いで生活しています。

わたしたちは、この豊かな恵みを、次の世代に継承していく責務を持っています。

わたしたちは、わたしたちの持つ豊かな環境を損なうことなく、新庄市が未来にわたり持続的に発展していくために、あらゆる活動において環境に学び、環境を考え、環境に配慮した行動をとることを決意します。

この決意の下に、わたしたちの行動をとおして、新庄市を「環境にやさしいまち新庄」にすることをここに宣言します。

わたしたちは、環境にやさしいまち新庄の市民として、地球環境の保全に積極的に貢献していきます。



新庄市環境シンボルマーク

(画：みのわむねひろ氏)

新庄市環境審議会委員名簿

◎会長 ○会長代理

| 構成団体の枠 | 氏名 | 役職等 | 分科会 |
|--------|--------|---|--------------|
| 市議会議員 | 佐藤 義一 | 新庄市議会議員（産業厚生常任委員会 委員長） | ●自然環境保全部会 |
| | 今田 浩徳 | 新庄市議会議員（産業厚生常任委員） | ●地球温暖化対策部会 |
| 市民代表 | 齋藤 勝明 | 新庄市衛生組合連合会 副理事長 | ●地域循環型社会構築部会 |
| | 東浦 永子 | 食と農と環境を考える新庄市民の会 代表 | ●地域循環型社会構築部会 |
| | 齋藤 正昭 | 美しい山形最上川フォーラム 最上地域部会長 | ●自然環境保全部会 |
| | 星川 明美 | 特定非営利活動法人 たんぼぼ作業所 理事 | ●地域循環型社会構築部会 |
| 事業関係者 | 加藤 秀也 | 山形東亜D K K株式会社 業務部長 | ●地球温暖化対策部会 |
| | 矢口 健司 | 株式会社新庄エレメックス 管理部 部長 | ●地球温暖化対策部会 |
| | 岸 謙二 | 株式会社ヤマトテック 総務・購買チーム係長 | ●地域循環型社会構築部会 |
| | 齋藤 茂 | 東北電力株式会社新庄営業所 副所長 | ●地球温暖化対策部会 |
| 識見 | 中鉢 寿広 | （元）新庄市環境アドバイザー 株式会社山形航空電子 総務部主任 | ●自然環境保全部会 |
| | 海藤 剛 ○ | もがみ地球温暖化対策協議会 会長 株式会社双葉建設コンサルタント 代表取締役 | ●地球温暖化対策部会 |
| | 栗田晃一 ◎ | 一般財団法人省エネルギーセンター エネルギー使用合理化専門員 栗田電気管理事務所 代表 | ●地球温暖化対策部会 |
| 行政関係者 | 齋藤 健一 | 最上総合支庁保健福祉環境部 環境課長 | ●地球温暖化対策部会 |

【任期】 平成27年12月1日～平成29年11月30日

【定数】 20名 委員数14名

（議員2、市民代表4、事業関係者4、識見3、行政1）

【根拠】 新庄市環境審議会条例、新庄市環境審議会条例施行規則

【本計画の策定・お問合せ】

新庄市環境課 環境保全室

山形県新庄市沖の町10番37号

電話 0233-22-2111

FAX 0233-22-0989

E-mail: kankyou@city.shinjo.yamagata.jp